

令和4年第1回（3月）定例町議会

（第3日 3月3日）

令和4年第1回(3月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年3月3日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 2号 債権の放棄について
- 日程第 2 議案第 3号 西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の
制定について
- 日程第 3 議案第 4号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につい
て
- 日程第 4 議案第 5号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 6号 西伊豆町消防団条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 7号 西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 8号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第 8 議案第 9号 令和3年度 西伊豆町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 9 議案第10号 令和3年度 西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第11号 令和3年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第12号 令和3年度 西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第13号 令和4年度 西伊豆町一般会計予算について
- 日程第13 議案第14号 令和4年度 西伊豆町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 令和4年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 令和4年度 西伊豆町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 令和4年度 西伊豆町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第18号 令和4年度 西伊豆町温泉事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	白石洋巳君
まちづくり課長	長島司君	窓口税務課長	渡邊貴浩君
健康福祉課長	平野秀子君	産業建設課長	松本正人君
防災課長	佐野浩正君	環境課長	鈴木昇生君
会計課長	森健君	企業課長	村松圭吾君
教育委員会 教育事務局長	真野隆弘君		

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷きよみ	書記	堤浩之
--------	-------	----	-----

開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第1、議案第2号、債権の放棄についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第2号は、債権の放棄についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第2号債権の放棄についてご説明いたします。

1番としまして放棄の理由でございますが、普通財産賃貸借契約に基づく賃借料について、相手方に支払い能力がなく、今後の徴収が見込めないため、権利を放棄しようとするものでございます。二つ目の提案理由としまして、本町が有する支払い請求権を放棄するためには、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得る必要があります。そのために今日上程させていただきました。

1ページをお開きください。議案の第2号の説明調書でございますが、朗読の前に訂正をすみませんお願いします。概要のですね、1行目2行目に、西伊豆町安良里字丸木橋木ってありますけども、字丸の次の木を削除してください。字丸橋木というふうになります。これが1行目と2行目にありますので、両方とも木の削除をお願いします。大変申し訳ありません

ん。

それでは、議案第2号説明調書を朗読いたします。

債権の放棄について、1概要。法人Aについては、西伊豆町安良里、字丸橋木1,547番7、山林、5,547平方メートル、及び、西伊豆町安良里字丸橋木1,547番18、山林3万9,122平方メートルの合計4万4,669平方メートルを採石事業に係る用地として、平成7年12月から平成27年12月までの20年間、年89万3,000円の賃貸料として、賃貸借契約を結び貸し付けておりました。その後、平成21年10月に採石事業を行っていた法人Aから法人Bに、採石事業の継承がされたため、残期間である平成27年12月まで貸し付けることにいたしました。しかし、平成23年度から賃貸借料の納付が滞り、平成26年2月に静岡県に提出している採石事業の計画工期の満了となり、県は、平成26年3月に事業廃止の認定をしました。その間、町は平成25年度に1回、平成27年度に2回催告状を発布しておりますが、折り返しの確認をとることもできませんでした。

現在における滞納は、平成23年度分から平成27年度分までの5年間、合計446万5,000円となっております。この間においても電話催告等を行ってききましたが電話の応答も無く、また、年1回の催告状の発布を行ってききましたが、折り返しの確認をとることもできないため、直接滞納整理を実施する計画も立てましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、機を逸し、現在に至ります。なお、地方自治法第236条金銭債権の消滅時効及び旧民法169条定期給付債権の短期消滅時効が成立したため、本町が有する支払い請求権の放棄をするため、議会の議決を求めたいものであります。以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 消滅の1番最後の2ページ目のところの、地方自治法第236条で記載のような形で、消滅時効、また、短期消滅時効が成立したためということで、理由が書いてますが、もう時効で消滅したものをあえて我々議会に、この放棄をって、もう消滅しちゃってんだから債権の間でももう時効が成立した場合には、それをあえてまた放棄を、議会がやるといふ、何かそういう根拠ってのはあるんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） その根拠はですね、まず地方自治法の第96条第1項の10号の規定により、町の、債権放棄するためには議会の議決を得る必要があるということがありまして、

本日議会に上程させてもらっております。

○議長（山田厚司君） 4番堤豊君。

○4番（堤 豊君） こういう、支払い能力はなく、この放棄の理由が記載されてますけど、もう既に理由はもうここに書いてあるとおりにいいんですけど、この場合は支払い能力が無くんじゃなく、破産とか、そういう一つの大きな理由があるということになればもうこれを議論することがなく、もう終わりだよということなんですけど、破産とかそういうのとまた違うんですがこの支払い能力がないという表現は、

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） ですね、これ税のほうでも、一度立入りをしまして平成30年の3月の31日に、執行停止及び即時欠損ということで差し押さえる財政もないということで、それを受けましてその時効、僕らのほうも時効になって、今回なんですけども、結局、支払うのがないってことはもう、倒産してっていう。ことだと思ってるんですけども、一応それでも議会の議決を、得る必要があるというふうに地方自治法ではなってますもんで、腑に落ちないかもしれませんがそういうことです。はい。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 平成、今回ですね、23年度分から平成27年度分までの5年間、446万5,000円、これは仕方ないかなと思うんですけど、平成28年度分からの賃貸は、町との賃貸は、これは発生しているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これにつきましては、県のほうから平成26年1月21日に計画に従わないってことで災害防止措置命令が発令されております。その後またいろいろ発令されて、最終的に平成26年の5月にも災害防止措置命令が出まして今現在はもう行っておりません、事業を。

○議長（山田厚司君） 9番堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 議長ね私、私の聞いてること、質問をちゃんと聞いてその答えを言ってるかどうかちゃんとあれしてくださいよ。私が今聞いたのは、28年、27年までの5年間はしょうがないかもしれないけど、それ以後も、町との賃貸そういうあれは発生するのかって言うふうに聞いてるんですけど、それは発生するんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

- 総務課長（白石洋巳君） 発生しておりません。
- 議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。
- 9番（堤和夫君） そうすると、今回でこの、法人Aから法人Bに移っているみたいなんですけども、もう町はこの件に関しては一切関係がなくなってこういうような何ですか。債権の放棄こういうことは、もう、発生しない。そういうことですね。
- 議長（山田厚司君） 町長。
- 町長（星野淨晋君） 今回の債権放棄につきましては先ほど、るる、総務課長が説明をさせていただいたものでございます。この放棄に関しては、この議決をいただければ、なくなるというものでございますけども、もしかするとほかにもある可能性はゼロではないので、これが通ることによって全てがなくなるという答弁はできないかと思えます。先ほど平成28年以降のものにつきましては当然貸付けがございませんので、こういった債権というものも存在しないということでございます。
- 議長（山田厚司君） ほかにありますか。
- 高橋敬治君。
- 6番（高橋敬治君） 現在ですねこのB社の隣接事業区域、B社等の事業もともとあった事業区域ではないんですけども、この隣で、同じような採石事業を営む業者があります。これ一多分5、6年前に進出したんですけども、積込み設備が、船積み設備ですね、これがB社の所有ということで使えなかった。ところがここ1年ぐらいで、例えば今日もやってまじけども、船積みをやってますということは、何らかの格好で、この船積み設備を、使うために話し合いが行われ、場合によっては例えば積みトン当たり幾らとか、あるいは賃貸借契約とか、こういうことで、B社に、何らかの収入はあると思うんですよね。これについての調査は行われましたか。
- 議長（山田厚司君） 総務課長。
- 総務課長（白石洋巳君） 今回の、A社につきましてはその会社内部で、いろいろ取締役が何名か見えまして、そこでいろいろごたごたが起きております。それにつきましてはちょっと町の方も、深くは入り込めない部分がありますので状況を見ているような感じです。
- 議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。
- 6番（高橋敬治君） 今総務課長A社と言いましたけどもこれは権利はBに行ってるんでね、Bの権利だと思うんですけども、少なくとも、常識的に考えれば、このB社は、現在の、今安良里で採石事業やってるところから、何らかの金銭授受があったと思われるんです。た

だそれを、それについてこの前、全協では町長は、ほかに借地料だとか、相当大きな額、その中に比べれば、町の分つてのは非常に少ないということで、それは、多分そのとおりでと思うんですよ。でも、流れとすればですね、やっぱり何らかの、さっき支払い能力ないって言いましたけども、何らかの格好で、このB社にお金が入ってるってことは間違いはないんでね。これはもうきちっとやっぱり調査をすべき、それでないと、そのうち、例えば持分が100分の1だとして、とてもじゃないけども、優先順位なり額から言えば、そういうものに関わっているのは非常に何ていうんですか、現実的でないということであれば、賛同できるんですけども、そういう調査が、会社のほうがトラブルあるから、様子を見てるっていう段階で支払い能力がないというふうに断定は僕はできないと思うんですけどいかがですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 昨年末に、12月頃ですかB社の役員の方とか、弁護士の方が一度別の件で見えられまして、そのときにこの賃貸借料が滞納になってるって話はいたしました。したんですけども、やはりいろいろ、今、支払い能力もないし採石業も今できない状態だもんで、お金が無っていうことを言ったんですけども、多分対岸でやってる採石業者のほうといろいろ、いざこざが起こってる状態ですもんで、そこまでの、支払いができないのかお金が無いのか分かりませんがそんなような状況でございます。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の説明の中で一つおかしいのはね、対岸業者と、このB社がいざこざでっていうところあるんですけども、例えばこれどないざこざがあるんですか。いざこざってのは考えられない。というのは、B社ってのは事業そのものを全くやってないんですよ。A社から権利を引き継いだ、つまりA社が倒産したんで権利は引き継いだ。だけれども、県の林地開発の指導だとか、仕事土木の採石業の指導だとか、こういうのがクリアできずに、事業ができないでそのままいた。そしてそういうことからして事業停止になった。っていうことなんですよ。こういう事業者と隣接事業者で何のトラブルがあるんですか。トラブルがあったっていうんでそのトラブルがあるんならそれ聞かしてください。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 採石場の山のほうでは特にトラブルはありません。先ほど高橋議員が言った積出しのほうの関係の占有物件とかの関係で、詳しいことはわかりませんが、何か、お互いで話し合ってるようなこともちょっと聞いたりもしました。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 積み込みでトラブルがあるんだけど、現在積み込んで、っていうのは、逆に言うとトラブルを覚悟で、今の業者ってのは積み込みを始めてるっていう解釈で、よろしいですか本当に。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 私の説明がちょっと誤ってましたB社のほうの内部のほうで、いざこざが出たから、そちらの対岸でやってる業者とではなくてB社の内部のほうでもめてるというような状態の説明です。1点ですね、すいません、修正がありましたので、訂正をお願いします。先ほどの私が朗読しました調書の下から5行目なんですけども、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、気を逸しっていう気が、この気持ちの気ではなくて、機械の機でした。すいません。訂正をお願いします。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これはA社からB社に事業を引き継いだってことなんですけど、これは、A社のところはもう、町有地っていうのは、もう全然占有してるっていうことはないわけ。何かしら碎石なり何なりが残ってるとか、A社の。そういうことないわけ。占有してるっていう町有地をね。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） ここの工区は町有地も一部入ってましてあとは、個人の所有地も入ってますけども、占有してるってことは無いと思います。無い。無いと思います。

○議長（山田厚司君） はい、6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の答弁でね、確かに借地については、占有はありませんよ。だけど、ヲキヤ川にかかる橋、これは占有許可をとって、その使用料払ってないじゃないですか。これだって、今、芹澤議員がどういう趣旨で聞いたかわかりませんが、このB社の事業範囲の中に、借地以外に町から、ヲキヤ川に架かる橋の占有許可が出て、それだって不払いになってるはずでしょ。違いますか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですので先ほど堤和夫議員から質問があったこの債権の放棄によって全てが終わるのかということに関しては、そうではない。ということで私が答弁をさせていただいたかと思えますので、全体をひっくるめてこのB社との縁がこれで全て切れるというものではございません。議員がご指摘の、ものに関しては、多分まだ残って後々処理をしな

ければいけないということになるかと思えます。

ただ、この、今まで平成27年の12月まで、貸していた、その借地に関しては28年以降は、契約を結んでおりませんので、貸してはいないと。ただそうは言っても、その土地を町がどのように使っているかという、普通に土地がありますというだけでございますので、誰が使ってる誰も使ってないとかってということではなくて土地はありますけどもここには貸出しをしていないということになるかと思えます。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうすると、橋なんかの占有許可料この債権についても、いずれ放棄する。逆に言うと、現在の、隣接でやってる事業者が、この占有料って今払ってるわけですよ。これ産業建設課長が私の質問に答弁しましたよね。うん。だから、B社は今まで占有許可は出してたけどお金を払ってない、そして新たに隣接でやってる業者が、この橋を渡りたいという必要性があったんで、この町の占有許可料払って、今この橋を利用してるってことですよ。そうすつといずれこの占有許可料の債権放棄、これも出てくるわけですよ。さっき町長もそう言ってましたけど、これは出てきますよね。

○議長（山田厚司君） 答弁できますか。産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 以前に、その、昔碎石をやっていた業者さんが、28年度まで、河川占有というのを、河川占有と、道路占有というので申請をしておりましたが、その分の、料金が入っておりませんでした。それで、28年までに溜まっていた分を、30年の3月31日に、税が欠損したときに合わせまして、欠損処分をいたしました。

ただそのときは、こういった議会にかけなきゃならないということが、わからなかったもんで議会にかけず欠損という形にいたしました。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それを聞かされると、さっき町長が言ったその他の例えば今回は賃借、借地だけけども、そのほかのものってのは、そういう格好で我々の知らない、知らない私監査委員かどうか知りませんが、その中で欠損処理をもう既にしてる、最後に残ったのがこの借地っていう解釈ですか。

○議長（山田厚司君） 暫時暫時休憩します。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時01分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 昭和、すいません、平成29年度の当時、河川占用及び道路占用等の欠損に関しまして議会の承認が必要ないとその当時は判断しておりまして、欠損処分をしてしまいました。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうするとさっき町長は今回の件以外にもあるかもしれないって話してましたけども、そういう格好でやられてたとすれば、もう実質的に29年の時には体をなしていないわけですから、ほかのところも、ほとんどそういう格好で、欠損処理してるってことですか。つまり、このBの業者とはこれで一切縁が切れる。ということですか。それともそれ以外にやっぱりまだあるんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私が勘違いしてたと思うんですが私は残っていると思っていたんですけども、残っていないということですからこの債権がなくなれば、放棄すれば、Bとは完全に縁が切れるということになるろうかと思えます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

5番芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 不能、支払いしてない部分についてね、町としたらこの請求するのに何でこれ、2年に1回なわけですかね。毎年何で請求しなかったんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 納付書は毎年送ってるんですけども滞納があつてついでにその催告はそのときは25年度に25年度と27年度に送ってるような格好になってますけども、その後も毎年滞納がありますついでのを、連絡はしてはありました。このときも何で2年に1回になったのかちょっと、把握ができません。すいません。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山勇君） ここに書いてあるですね、直接滞納処理を実施する計画を立てましたってがっていうこれ、どういうことを実際に計画したんでしょうか、これ税務課なんですか。それを教えてください。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） この会社のですね事務所が名古屋にありまして、総務課のほうで、行くような格好で計画はしたんですけども、コロナが流行してきたってことで、行けずに計画で終わったということになっておりますけども、その時、行ってればよかったかなと今思えば思ってますけども、そんな感じです。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。10番、増山勇君。

○10番（増山勇君） 直接滞納整理っていうことは、具体的にはどういうことなんですか。直接行って、お金を取立ててくるということなんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど言いましたようにこの会社の所在地が名古屋のほうにありますもんで、その直接会社へと行って滞納分について取立てといたしますか、もらってくるような格好のことは行う予定ではいしました。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

10番増山勇君。

○10番（増山 勇君） そういうことだったらですね直接行って金額をもらってくればよかったじゃないですか。その放棄しなくて、その辺はなぜ、コロナのせいにしてますけどね。やっぱりこういうことをやるとですね。

○議長（山田厚司君） マイクをもう少し使ってください。

○10番（増山 勇君） こういうことをやるとですね、不公平につながるんじゃないかと思うんでね。全くない会社、要するに倒産してですね何もないと。いうんだったらまだ分かるけども、名古屋にまだ、まだっていか本社があるっていうことでね、そこまでわかってるんだったら、直接取り立てるっていうことも、やるべきだったんだと思いますけどいかがですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 確かに議員のおっしゃることもそのとおりだというふうに思います。別にコロナのせいにしてということではないんですけども、皆さんのところにも緊急事態宣言や蔓延防止のときに、県外に行くというのはどうなのかというような視線があるようにですね、やはり役場がそういう県をまたいでの移動を止めてくれと求められている最中にですね、なかなか行くことも、難しいという判断をしたかと思います。仮に、そこがですね、ある程度資金を持っているとか、事業活動をされているということが分かっているのであれば

ですね、こういった債権の放棄もしないわけでございますけども、基本的にはもうペーパーカンパニーのような状態で、事務所としての登録があったとしても、そこで業務やってるかすら、分からないような状況でございますので、行ったところで何をもらってくるというものも、多分存在しないだろうというふうには想像できるわけです。

ただそうは言っても行けば、何かそういうことも判明するかもということで計画を立てましたけれども、先ほど申し上げさせていただいたように、コロナのせいにするわけではありませんが、なかなか移動をすることが図られる状況でございますので、そこをですね強行してまでも行くことは出来なかったということを説明をさせていただいてるかと思えます。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。先に原案に反対者の発言を許します。

5番 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私はこの件について、反対します。というのはこういう悪しき前例をね、作らないということと、職員の皆さんに、真摯にこういう税の取立てに取り組んでもらいたいってことを希望して、反対します。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 先ほど私1番最初に、冒頭にしたんですけど地方自治法第236条、金銭債権の消滅時効、それから、旧民法169条、定期給付債権の短期消滅時効が成立してるっていうのを言ってるんじゃないですかそれを、どういうふうにしてこのじゃあれすか消滅時効、また元に戻すってことは法律的にもう無理、無駄になるというふうに私は考えますもので、私は賛成です。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町の対応に不備があったと考えます。446万5,000円、5年間、このお金がパーに、なくなってしまう。こういうことに対してですねもう少し町側は真摯に反省していただきたいと思えます。よって私は反対いたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 私は、今置かれてるルールからいえば、これはやむを得ないというふうに思っています。ただ、先ほどから、当局の説明聞いてますとね、それぞれの立場で言うことが違ったり、認識が違ったりということは、これは非常に気をつけるべきだと思います。直接これには関係ありませんけども、やはりこういう大きな取決めをするに当たって、特に金銭的な取決めをするに当たってはですね、これ町長以下、この内容を十分にやっぱり理解して、統一して、我々の質疑に答えるべきだと。それは十分に反省してもらいたいと思います。ただ、これは、先ほど4番議員も言いましたように、これを、これは法にのっとってやったということからすれば、反対する理由は私には見当たりませんので、この、議案については賛成をいたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） はい。私もですね、やはり、法的にもう時効が迎えられたということでこれはもう諦めざるを得ないということで、反対であります。しかしですね、先ほど、質問に対しましていろんな回答の中でですね、やはり失念の部分ですとか、やはり事務方ですね、落ち度等もやっぱり見受けられますので、そこだけは反省していただいて、今後このようなことがないということを条件に賛成をいたします。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。議案第2号 債権の放棄については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第2、議案第3号 西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。を議題とします。

この条例の制定について、監査委員に意見を求めたところ、お手元に配付しましたとおり回答がありましたので、ご報告いたします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第3号は、西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第3号、西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを説明いたします。

議案第3号の、お手元に配付してあります資料をご覧ください。まず条例制定の経緯でございますが、平成29年の地方自治法の改正に伴い、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がないときは、損害賠償責任額から地方自治法施行令で定める基準を参酌して、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることになりました。この地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となる町長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合でも、町長や職員等が個人責任としては多額な責任を追及されることがあり、これによって大きな心理的負担を抱いて職務の執行において萎縮が生じる可能性があることから、この萎縮効果を低減させる目的があり、これを踏まえて本町においても、町長や職員等の本町への損害を賠償する責任を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めるため、必要な事項を定めることとしました。条例の適用案件についてでございますが、本条例案は、善意かつ重大な過失がない場合のみ一定の額以上の賠償責任を免れるものとし、損害賠償責任が全て免責されるものではありません。

また、国家賠償法に伴う損害賠償や民法上の損害賠償については、それぞれの法に基づき損害賠償が認められますので、本条例案は適用されません。本条例案では、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、とされておりますので、主に住民訴訟、4

号訴訟における損害賠償について適用されるものと考えています。住民訴訟、4号訴訟とは、住民が違法な財務会計上の行為または怠る事実について、当該職員またはその相手方に損害賠償、不当利益返還の請求をすること、または賠償命令をすることを当該地方公共団体の執行機関、または町職員に対して求める訴訟となります。議案にお戻りください。

1ページをお開きください。西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、この条例は、2条からなっており、第1条では本条例の趣旨を定めております。第1条の趣旨は、先ほど資料で説明したとおりです。第2条では、損害賠償責任の一部免責について定めており、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任額から、政令で定める基準額と同額、自己負担額を差し引いた金額が免責する額となります。

また資料に戻って、資料の3ページをお願いします。資料の3ページでございますけども、第2条で説明したことを、図等で表しております。(1)としまして、損害賠償責任の限度額の範囲、自己負担額となりますけども、町長や職員等の職責その他の事情を考慮して、地方自治法施行令に定められた、基準を参酌し、基準額については町長等の給与、(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、または寒冷地手当を除きます。)の一会計年度、一年度当たりの額、これを基準給与年額と言いますけども、それぞれ職責に応じて設定された数を乗じて得た額とされております。最低額は、給与の1年分以上で損害賠償責任の限度額を定めることとされており、4ページのエをご覧ください。すいません。4ページのエをご覧ください。

当町においては、地方自治法施行令に定められた基準を参酌し、次のとおり損害賠償責任の限度額を定めました。この条例制定に当たっては、賀茂管内の市町全て地方自治法施行令に定められた基準の、乗数とし、3月定例会に上程をしております。なお、この条例に該当する対象者は、区分欄に記載のある住民監査請求の対象となるもので、議会及び議員は、対象とはなりません。で、イの乗数ですが、会社法の例を参考に、地方公共団体の長等、それぞれの地域の重要性に応じて区分し、それぞれの乗数が定められております。で、ウの最低額ですが懲戒処分により停職となった国家公務員が最大1年間無給となり得ることなどを踏まえ、基準給与年額、給与の1年分とされております。もう一度3ページにお戻りください。具体的に言いますと、仮に損害賠償額が1億円の場合で町長個人が請求された場合ですと、基準給与年額が、仮にこれも800万円としまして、これ掛ける6年分で4,800万円が自己負担額、残りの5,200万円は免責されることとなります。

なお、あくまでも、実質的な負担額を超える金額が免責対象となるため、仮に損害賠償額

が4,800万円以内の場合は、免責はありません。また、2人以上の職員が関与した場合の賠償等については、事案によって様々であり、具体的な負担部分も債務者間の関係性や各債務者の過失の度合いなどの、諸般の事情を考慮して定められます。

6ページをご覧ください。3の事務の変更点でございますが、条例制定前と制定後の比較となります。

まず①番として町長や職員等が損害を与える行為を行う。

②番として①の行為について町民から住民訴訟の提起がなされます。

③で条例制定前は免責を行う場合は議会の議決により債権放棄を行います。

条例制定後は、条件により一部免責が適用されたら、自動的にあらかじめ定めた損害賠償責任限度額を超える金額が免責されます。免責したときは、その金額等を議会に報告するとともに、公表します。なお、免責されない部分について、議会の議決により債権放棄を行うことが可能となっております。

④番としまして町が個人としての町長や職員等に損害賠償請求を行います。そのときは、免責した場合はその額を控除します。最後に町長や職員等は、個人としての損害賠償額を支払う。このような流れになっております。

議案の1ページをご覧ください。附則としまして、この条例は公布の日から施行します。以上で簡単ですが説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 1番松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 資料の、3ページの、基準給与年額なんですけれども、非常勤で、大体年間12回来るよってなってるけど、場合によっては、12回来ない場合もあるし13回になるときもあるような場合の、例えば農業委員会なんかのときはどういうふうに、年間の金額って考えるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それにつきましては、基準給与年額の算定方法については、総務省令によって定められておりまして、損害を賠償する責任の原因となった事実が生じた日を含む月において支給された報酬等、または支給されるべき報酬に12を乗じて得た額が、年間という格好の計算になります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

5 番 芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 説明書のほうに

○議長（山田厚司君） 何ページですか。

○5 番（芹澤 孝君） 1 ページにね、主に住民訴訟における損害賠償について適用される。

主に住民訴訟ってことになってるんだけど、この具体的にこの条例が適用されるのは、具体的にはどういう事例があると思いますか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） えっとですね、これが住民訴訟の4号というのが、違法もしくは不当な財務会計上の行為または怠る事実に限られるとありまして、例えば具体的に言いますと、財務会計上の行為とは、公金の支出で補助金の支出、給与の支給など。二つ目としまして財産の取得、管理処分、土地の取得、損害賠償請求権の放棄など。三つ目で契約の締結、履行、売買契約の締結、工事請負契約の履行。四つ目としまして、債務、その他の義務の負担予算額を超える借入金の決定など、怠る事実とは公金の賦課徴収を怠る事実、下水道使用料の賦課、税の徴収を怠るなど、財産の管理を怠る事実とかが4号訴訟の具体的な事例、これは事例と言えるかわかりませんが、こういうのが該当になってくるようです。

○議長（山田厚司君） 5 番 芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） これはあくまでもこの住民訴訟に対しての適用、条例ってことでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） そのとおりでございます。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

4 番。堤豊君

○4 番（堤 豊君） すいません3ページお願いします。いや非常に難しい。あれで、私もよくあれが理解できなかったんですけど、簡単な事だけ教えてください。3ページの参酌基準という形で、損害賠償、全額の場合は、今真っ黒になっていて、町長の場合が6、それから副町長等が4、以下2、1ってことで職員は1ということで、金額は、破線の部分が免責されることになってるんですけど、この6、4、2、1っていうのは、これもやっぱり、何か当局のほうっていうんじゃないかと、県とか国からこういうようなやり方で条例をなささいという、指示があるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） この条例の大本となっていますのが地方自治法でやっています。これで、まず今、議員がおっしゃいました、町長が6とか4とか2とか1つてのが決まってきました、この数字がですね、ほかと照らし合わせて特段うちの町でこれじゃうまくないよとか、もっとこういうふうにしたほうが良いんだったら変えることはできますけども、通常、もう自治法で言ってきた数字をそのまま、使うような格好で全国的に行っているような状態でございます。だから変えろうと思えば変えることはできるんですけども、それなりの特段の理由がないと、やはり国が言ってきた数字をそのまま使うような格好になっていくと思います。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第3号 西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、議案第4号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時37分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

日程第3、議案第4号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第4号は、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第4号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

2ページの新旧対照表をご覧ください。今回の一部改正は、一つ目の改正点として昨年8月10日に令和3年の人事院勧告が発令され、公務と民間の月例給、4月分の給与、ボーナス、令和2年の8月から令和3年の7月までの直近1年間の支給割合を、比較し月例給は、格差が極めて小さいため改定を行わず、ボーナスは民間の支給割合との均衡を図るため、引下げの勧告を受けたことにより行うものでございます。令和3年の人事院勧告において、一般職員の期末手当が0.15月分引下げになったことにより、現行の第15条の52項、100分の127.5を、改正案では100分の120に改正したいものです。また、3項において再任用職員の期末手当も0.10月分引下げとなったことにより、現行の100分の72.5を、改正案では100分の67.5に改正したいものです。

1ページの附則の第2項をご覧ください。また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年の12月期の期末手当の引下げ分、一般職員0.15、再任用0.10について、当町においても国と同様に、令和3年12月期の期末手当の減額改定は行わなかった

ため、令和4年6月期の期末手当から減額することを規定しています。

議案の第4号の資料のナンバー1をご覧ください。4番としまして、改正の影響とありますが、(1)は、令和4年の6月支給分の0.075月減額した場合平均で、2万5,052円の減額。

(2)は、令和3年12月支給分に対する、調整額として、0.15月、減額した場合で平均で4万9,752円の減額となり、合計で平均7万4,804円の減額となります。

次に、議案の第4号の資料ナンバー2をご覧ください。二つ目の改正点として、1月28日開催の全員協議会で説明しました、令和4年度以降の認定こども園の運営に当たり、組織の見直しを行い、新たに副園長の職を設けることを受けて、現在の園長と新たに設けられる副園長の給与職務の級を見直そうとするものでございます。園職員は、園長級で最高5級まで、一般職でいうと主幹級までしか昇格できなかったところを、園長職を課長と同級の6級まで昇格できるようにし、副園長職は5級まで昇格できるようにしたいものでございます。なお、園長が6級と5級、副園長が5級と4級に置いたことにつきましては、資質を見ながら、同じ職でも上位級に上がれるような制度設計とし、一般職との均衡が崩れないように人事評価により、段階的に昇格できるような制度設計としたいものでございます。今説明しました箇所が、議案第4号の3ページ別記1の1、4ページ別記1の2となります。

1ページにお戻りください。附則として、この条例は令和4年4月1日から施行します。

簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第4号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手多数です。もう一度ちゃんと上げてください。

挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第4、議案第5号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第5号は、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第5号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

説明の前に、1文字の訂正をお願いしたいと思います。議案書2ページをお開きください。下から2行目になります。令和3年度分までに、となっている、平仮名の、に、のところですが、これを令和3年度分までの、平仮名の、の、に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは改めまして、今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてです。まず本件は、令和4年4月1日から未就学児の均等、失礼しました均等割保険税を軽減するため、改正を行いたいものでございます。

それでは改正の内容についてですが、議案書の3ページの新旧対照表をご覧ください。これ最初に申し上げておきますが二つ大きく改正がありまして一つはですね、未就学児の均等割の軽減に関する部分、そしてそれ以外の多くはですね、所要の整備ということになります。

で、まず最初に未就学児の均等割保険税の軽減以外の改正部分の説明となります。

まず3ページの先頭から3条ですね、から9ページの上段の、20条の第2項まで、で、そこから3項が今回新しく追加される場所ですがそれは追ってまた説明をさせていただきたいと思います。で、10ページの上から4行目、これが20条の2となっておりますが、ここから、最後のページの18ページ、これが附則の部分に、最後まででございますけれども、これらについてはですね全て上位法に合わせまして、規定を明確化するためのもの、それから不要な規定を削除するもの、それから上位法の法律ですとか、あるいは政令の改正に合わせて、町の条例も同じように改正を行う必要がありますことから、所要の規定の整備を行うものでございます。

そして今回の主要の改正となりますのが、9ページから10ページにかけてでございますがご覧いただけますでしょうか。9ページにあります、第20条の国民健康保険税の減額のところ、新たに第3項未就学児の均等割保険税の軽減を措置するための改正文を追加したいものでございます。改正の内容につきましては、別添で議案第5号資料にまとめてございますので、そちらをご覧ください。

最初に、1、軽減措置の概要についてでございますけれども、今回の改正は、全世代対応型の社会保険制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられることに、なったことによりまして、国民健康保険税の条例改正を行うものでございます。

次に、2番目の軽減措置の内容についてでございます。今回、国民健康保険税条例第20条第3項に、新たに軽減措置の内容を追加することで、世帯内の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、つまり未就学児に当たりますが、この方の基礎課税分と後期高齢者支援金分のそれぞれ均等割保険税が5割軽減されます。左側の表が基礎課税分、右側の表が後期高齢者支援金分で、改正前の税額からそれぞれ5割軽減され、改正後の税額になります。

次に、三つ目の影響についてでございます。令和4年1月現在で試算をしましたところ、軽減に該当する世帯及び未就学児、被保険者の数が14世帯、17人おりまして、均等割の軽減額に直しますと13万6,350円、全体の調定額に対しまして、0.08%の減収になることがわかりました。

最後に四つ目の財源についてでございますが、軽減されて減収となる未就学児の均等割保険税に対する財源は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で、それぞれ負担するこ

ととなります。また、この軽減措置に伴う国民健康保険税システムに係る改修費用、これが55万円の予定でありますけれども、これは特別調整交付金による財政支援の対象となっております。改正の説明は以上となります。

それでは資料へ戻っていただきまして2ページをご覧ください。こちら、改正条文に係る附則についての説明となりますが、まず施行日は公布の日からとします。ただし、ここに書かれております、第4条の2第1項、第10条第1項、第20条及び第20条の2の改正規定並びに附則の改正規定は、令和4年4月1日から施行します。これはつまり、上位法で、令和4年4月1日からとなっているものはこの4月1日に町の条例もあわせて施行するというところで、それ以外の改正の規定の部分については、公布の日からとするものでございます。

次に適用区分ですが、（この条例で、前項のただし書に規定する改正規定に限ります。）による改正後の西伊豆町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用して、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。最後に本件の改正につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問をしまして、改正は妥当であるという答申をいただいていることをご報告いたします。

以上国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 資料のほうでお願いします。ちょっと私が聞き逃したのかもしれませんが、中段のところにですね米印で低所得者軽減の適用がある場合は、該当軽減後、5割軽減を行うと。何て言うんですかここの意味は、どういうことですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい、説明資料の米印のところ、軽減後にこの今回の5割軽減を行うという内容です。で、この表を使って説明しますと、左側の表をちょっとご覧いただきたいんですけどまず一般世帯っていうのがこの1番下でございます。これがいわゆる軽減する前の1番基準となる、世帯を指しておりますが、この1万8,900円が5割軽減にしますと、9,450円になるわけです。で、今度は、それ以外そこの一般世帯よりも上の表になりますけど、軽減世帯っていうのが3区分ございます。この軽減に該当する世帯は、まず最初に軽減をします。この、1万8,900円から、例えば、2割軽減、あるいは5割、7割と軽減をして、

その軽減をした後に改めて、そこから5割軽減をするということになります。そういった意味でこの記載についてはですね、軽減の適用がある場合は、当該軽減をして後にさらに5割軽減を行うという内容でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

5番芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 条例ってのは、大変ちょっと理解しにくいんだよね。で、事前に配付して皆さんよく検討してくださいよっていう時間を窓口税務課としては親心として皆さんに、事前に勉強してくださいってことで事前に渡してあるんだと思うけど、なかなか理解しにくい。それでね、今回こういう簡単な説明資料が渡されてすぐ理解しやすい。こういう説明資料がもう事前にね、できてあるのであれば、配布するというこれ同時に渡すことはできないでしょうかね。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい、今回国保の運営協議会でですね、これと似たような表をつくって委員の方にお渡ししています。議会のほうの資料についてもですね、同じものかどうかちょっとそれは定かではないんですけども、できるだけ事前に配布するように今後したいと思います。

○議長（山田厚司君） はい、ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第5号西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第5、議案第6号 西伊豆町消防団条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第6号は、西伊豆町消防団条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） はい。それでは議案第6号の西伊豆町消防団条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、消防団の処遇の改善するため、国が非常勤消防団の報酬等の基準を定め、いわゆる消防庁長官通知に基づく報酬等を一部改正するものであり、それに応じて町の条例を改正したいものでございます。国が報酬等を改正する経緯としましては、全国的に消防団員が減少しているのに対し、地域の消防防災体制の中核を担っている消防団の報酬を確固たるものとし、地域防災力の充実を強化するものでございます。内容につきましては、主に報酬の変更と、新たに災害時の報酬を別途設けるものでございます。

それでは、お手元の議案6号の1ページ目をご覧ください。西伊豆町消防団条例の一部を改正する。こちら本文の改正文になっております。今回別表を改正します。内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

3ページ目をご覧ください。新旧対照表、左側が現行、右側が改正案になっております。今回下線部分が、今回の改正をしたい箇所になっております。今回の改正の職名の箇所につきましては、副本部長、副団長、班長、団員の年額報酬を改正するものでございます。分団長、副分団失礼しました、副分団長、班長、団員の年額報酬を改正するものです。消防庁の

長官通知における副分団長級の階級は、当町の職名で見ますと副本部長と副分団長が該当し、一緒に変えるものです。

右側の改正案の職名の欄をご覧ください。副本部長、副分団長の項の金額を4万3,000円から4万5,500円に改め、班長の金額を2万7,000円から3万7,000円に、団員の金額については、2万円から3万6,500円に改めます。消防庁長官通知により団員の年額報酬について、交付税算入金額の3万6,500円を標準額とすることになりました。それに伴い交付税算入額を基準とし、基準に達していない階級の年額報酬を基準に引上げております。それ以外の階級の見直しについても検討しましたが、下層部の処遇改善を念頭に置き、金額の底上げを図ることで各層の均衡は、保たれた事により、ほかの部分については据え置きしております。

次に、区分の出動報酬の欄をご覧ください。今回新たに被害時の出動報酬を設けております。4時間以下の出動は4,000円、4時間を超える出動については、8,000円にするものであります。これは、国の通知により新たに災害に関する出動として、1日8,000円と定めたものでございます。この、災害時の出動については、機能別団員についても、同じく下段の欄を設けておりますのでご確認ください。

続きまして文言の追加もあります。改正案の表中の中段、技術報酬の支給単位の欄をご覧ください。消防動力ポンプの年額／台に額を挿入しております。これは上段の消防団ポンプ自動車の年額／台に合わせたものでございます。

2ページ目の本文にお戻りください。下段の附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の西伊豆町消防団条例の規定は、令和4年4月1日から適用するとのことです。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私全協のときも聞いたんですけど、例えば、今回この4職名ですね、ここは交付税算入額の基準に達していない、ということで上げたということですけども、ほかの職種はどうなんですかと。ほかの職種の交付税基準額は一体幾らで、それよりも現在の例えば、団長8万5,000円、これはそれよりも優位にあるのか、同額なのか、こういう質問したと思うんですが回答がないので、できればお願いします。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） はい。現在の状況、団長、副団長、分団長については、階層として見れば交付税より西伊豆町は額が上がってございます。交付税参入の額としましては団長8万2,500円、副団長は6万9,000円、分団長は5万5,000円等になってございます。そのような形で各階層につきましては、他市町等の改正状況も見まして、今回、底上げ分については、底上げの金額だけのみということとどめておりますのでこれは調整を図りまして、本町についても改正、は、据え置きとさせていただきます。以上です。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 最後はちょっと聞き取りにくかったんですけども、要は、この四つの職種についてはね、今回今までその参入規定基準に達していないんで、参入規定まで上げましたと。で、ほかの職種、特に今説明のあった3職種については、算定基準額以上になってます。としたらですね、私は、この算定基準額以上西伊豆町は、ほかの職種で払ってるのであれば、今回のこの4職種についてもですね、その辺を勘案して、最低基準でなくて、プラスアルファの分を検討すべきじゃなかったと思うんですけどもいかがですか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 今おっしゃる、言われたとおりでございますけれども、検討する段階において、そのプラスアルファっていうことでございますけれども、今回はあくまでも下の部分につきまして消防団の底上げをしたいと。それに合った額で西伊豆町もほかの階級も、上げるというふうな形が考えられなかったかっていうことをおっしゃることだと思っておりますけれども、それについては、賀茂郡ほかの市町も同じ金額の状況でバランスを取ってございます。下部について、今回上げた分については、そこを図ることによって上との均衡、バランスも、とれるような形でございましたので、それについては据え置きという形で検討いたしました。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ほかの市町と合わせるってことは良いんですけどね、良いんですけど、じゃあ、逆の聞き方しますけども例えば団長は、参入の額の基準が8万2,500円なのに、何で8万5,000円、つまり2,500円上乗せをしてるんですか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） これに関連つきまして他市町、他市町の例ってわけではございませんが、一応現状として8万5,000円というのは、賀茂郡下で見ますと河津町、松崎町も、8万5,000円ということで郡下でその当時、団長の職責分について8万5,000円ということで、

経緯があるってということで伺ってございます。で、そういう話の中で、どんかいのベースアップという形ですけれども、それについては、協議を他市町だけではなくて、町としても、その部分について、団長の職責、主に負担軽減っていうについては、そのままという形でも、良いではないかというような形で考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今のは2,500円、団長が多い理由に全くなってる。うん、他市町を、いいですよ他市町と合わしたと。他市町と、例えばそういう協議なりなんなりをしたときに、他市町はこういう意見持ってるんでこれぐらい、それで、やっぱりいいねということで、合わせましようになったのか、その辺は、経過はわかりませんが、何でこの職種だけ、算定よりも上がって、今度のやつは、逆に言うと今まで算定よりも下がったと。うん。つまり消防団員これからね。やっぱり昨日の一般質問ありましたように、どんどん参加してもらわなければいけない。そういう中での話とすればですね、やはり、皆さん知らないと思うんすよねこれ。僕も全く知りませんでした交付税の算入額があって、それに合わせているよと。でも、西伊豆町は、西伊豆町もほかのところも、ある職種はそれ以上になって、ある職種はそれ以下で、今回合わせた、合わせるんだしたら、それ以上もらってる職種に、本来理由があれば合わせるんじゃないですかっていう質問でね、ほかの町に合わせたなんていうのはそういう意味では本当の理由になってないと僕は思いますけどいかがですか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） はい議員のおっしゃるとおりでございますけれども、うちの町の体制の階級の状況でございますけれども、例えば、分団長と副分団長の差、それから、本部長から班長の差っていうのはちょっと、かなりがございました。そういう中でその分についての軽減を、是正を図るということでそういうような形を組んでまいりました。そういう中で均等の配分がすることがその分では是正できているというような形で考えてございます。

○議長（山田厚司君） 質問者、それでいいですか。ほかに。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第6号西伊豆町消防団条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第5、議案第7号 西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第7号は、西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは議案第7号西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の一部改正は、令和3年の人事院勧告に基づいて、議案第3号で説明しましたように一般職員の期末手当に関する支給割合を、令和3年12月支給分から0.15月引下げます。会計年度任用職員の期末手当は、職員の給与条例を準用しており、令和4年度分から一般職員と同様に支給割合を引下げますが、令和3年12月支給分の過料分を、令和4年6月支給分からの減額調整については、会計年度任用職員は勤勉手当もないため減額調整を適用しないようにさせていただきたいというものでございます。

2 ページをご覧ください。新旧対照表になりますけども、改正案では、附則に参考として、令和 4 年 6 月に支給する期末手当については、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例西伊豆町条例第、これまだ条例が決定してませんので番号は入ってませんが、附則第 2 項の規定は適用しない、を加えております。これは先ほど説明しました、会計年度任用職員は、令和 3 年分の減額調整 0.15 月の減額については行わないということを規定しております。

1 ページをご覧ください。附則として、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

簡単ですけども以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 7 号 西伊豆町会計年度職員の給与、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第6、議案第8号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第8号は、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは議案第8号、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について。

今回の一部改正は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である、養護老人ホームとよおか管理組合が令和4年3月31日付で解散し、あわせて組合からも脱退するため、規約の該当箇所を削除したいものでございます。

なお、養護老人ホームとよおか管理組合は、磐田市、浜松市、森町をもって組織しています。解散の理由としては、入所者の減少による指定管理者の採算の悪化と構成市町の補填委託料の増のためと聞いております。

新旧対照表の3ページをご覧ください。別記1の下の改正案、5ページの別記2をご覧ください。5ページの別記2の改正案、いずれも、養護老人ホームとよおか管理組合を削除しております。

1ページをご覧ください。附則として、この規約は令和4年4月1日から施行します。

簡単ですけども以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第8号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時27分

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。日程第8、議案第9号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第9号は、令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第9号についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ3億1,453万4,000円を追加し、それぞれの金額を、90億300万円としたいものでございます。

主な補正内容ですが歳入につきましては、町税において新型コロナウイルス感染症により、

減収を見込んでいた、住民税の影響が少なかったことによる増額。固定資産税において、令和2年新型コロナに伴う徴収猶予有用分の納付があったこと、地方交付税において、国税収入が見込みより多く普通交付税の再算定が行われたことによる増額、財政調整基金、ふるさと応援基金からの繰入金を増額したことなどによるものでございます。

歳出につきましては、全般的に新型コロナの影響や事務、事業の精算に伴う減額、6款商工費において、黄金崎クリスタルパーク用地購入費計上のための増額、12款諸支出金において、財政調整基金からの繰入金を公共施設等総合管理基金へ、ふるさと応援基金からの繰入金を森林整備基金へと積み立てるため増額したいものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。

1款町税、6,506万8,000円。1項町民税、3,000万円。2項固定資産税、2,860万円。3項軽自動車税、103万2,000円の減。4項町たばこ税、500万円。6項入湯税、250万円。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金ともに100万円の減。

10款地方交付税、1項地方交付税ともに、1億2,240万2,000円。

12款分担金及び負担金、2項負担金、ともに52万7,000円の減。

13款使用料及び手数料、7万9,000円の減。1項使用料、44万1,000円。2項手数料、52万円の減。

14款国庫支出金、2,222万2,000円の減。1項国庫負担金、381万8,000円の減。2項国庫補助金、1,401万3,000円の減。3項国庫委託金、439万1,000円の減。

15款県支出金、1,334万1,000円の減。1項県負担金、190万9,000円の減。2項県補助金、835万5,000円の減。3項県委託金、307万7,000円の減。

16款財産収入、316万円。1項財産運用収入、433万9,000円。2項財産売払収入、117万9,000円の減。

3ページをお願いします。17款寄附金、1項寄附金ともに150万1,000円。

18款繰入金、1項繰入金ともに1億6,247万円。

20款諸収入、360万2,000円。4項受託事業収入、140万7,000円の減。5項雑入、500万9,000円。

21款町債、1項町債、ともに650万円の減。

歳入合計に3億1,453万4,000円を追加し、90億300万円としたいものでございます。

4ページをお願いします。歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。

1 款議会費、1 項議会費ともに、99万3,000円の減。

2 款総務費、4,024万5,000円の減。1 項総務管理費、3,251万1,000円の減。2 項徴税費、95万円。3 項戸籍住民基本台帳費、9万7,000円の減。4 項選挙費、808万円の減。5 項統計調査費、30万5,000円の減。6 項監査委員費、20万2,000円の減。

3 款民生費、3,155万円の減。1 項社会福祉費、1,478万2,000円の減。2 項老人福祉費、242万円の減。3 項児童福祉費、238万8,000円の減。4 項障害福祉費、1,196万円の減。

4 款衛生費、7,394万6,000円の減。1 項保健衛生費、2,416万6,000円の減。2 項環境衛生費、377万3,000円の減。3 項清掃費、4,502万2,000円の減。4 項町営斎場管理費、98万5,000円の減。

5 款農林水産業費、2,760万8,000円の減。1 項農業費、90万2,000円の減。2 項林業費、2,720万6,000円の減。3 項水産業費、50万円。

6 款商工費、1 項商工費ともに2億6,703万4,000円。

7 款土木費、3,062万1,000円の減。5 ページをお願いします。1 項土木管理費、698万6,000円の減。2 項道路橋梁費、836万5,000円の減。3 項河川費、20万9,000円の減。6 項建築物地震対策推進事業費、1,506万1,000円の減。

8 款消防費、1 項消防費ともに、243万6,000円の減。

9 款教育費、6,235万1,000円の減。1 項教育総務費、4,031万5,000円の減。2 項小学校費、172万7,000円の減。3 項中学校費、450万7,000円の減。4 項認定こども園費、728万6,000円の減。5 項社会教育費、376万5,000円の減。6 項保健体育費、475万1,000円の減。

12 款諸支出金、1 項基金費ともに、3億1,725万円。

歳出合計に3億1,453万4,000円を追加し、90億300万円としたいものでございます。

6 ページをお願いします。第2表繰越明許費、第10号でございます。ここに明記しております。9事業、総額3億6,410万6,000円を、繰越明許とするものでございます。

7 ページをお願いします。第3表地方債補正、第10号です。限度額の補正額のあるところだけ説明させていただきます。過疎対策事業債は、2事業の事業費の減額に伴い、起債借入額を650万円減額し、5,500万円としたいものでございます。

8 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入です。これにつきましては先ほど説明しました第1表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので、省略させていただきます。

9 ページをお願いします。次に歳出です。これにつきましても第1表と同様ですが、補正

額の財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

10ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。

1款1項1目個人町民税、2,500万円、2目法人町民税、500万円。予算編成時には、新型コロナウイルス感染症により減収を見込んでいましたが、影響が少なかったことにより決算見込みを踏まえ、合計で3,000万円の増額となります。1款2項1目固定資産税、2節滞納繰越分、2,500万円、令和2年新型コロナに伴う徴収猶予分の納付があったことによるものでございます。

11ページをお願いします。10款1項1目1節普通地方交付税、1億2,240万2,000円。国税収入の補正等を財源とした令和3年度政府補正予算に伴い、普通交付税の再算定が行われ増額されたものでございます。

12ページをお願いします。14款2項1目1節総務管理費補助金の中の社会保障税番号制度システム整備費補助金、264万円は、マイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に伴う住民基本台帳システム整備事業費補助金で、10分の10の全額国庫補助となります。下段の地方創生臨時交付金、79万9,000円は、第5回交付分の一部でPCR検査手数料に充当いたします。

13ページをお願いします。15款2項1目2節地震津波対策等減災交付金、733万4,000円、防災行政無線関連工事が補助事業の採択となったこと、及び避難場利用のための資機材を追加購入したことによります。

14ページをお願いします。16款1項1目1節土地建物貸付収入。433万9,000円のうち、町有地等賃借料滞納繰越分446万4,000円ですが、先ほど議案第2号の関係で説明しました、不納欠損処理にするための滞納繰越分を計上するものでございます。

15ページをお願いします。18款1項1目財政調整基金繰入金、2億6,785万4,000円。

今回の補正は、歳出の事業完了等に伴う減額の割に歳入として、町税や交付税が見込みより増額となっている前提があります。補正内容は一つ目として、財政調整基金から、公共施設等管理基金へと、積み替え分として3億円積み替えます。二つ目として、今回の補正で黄金崎クリスタルパーク用地購入費を計上していますが、購入額2億7,774万円の財源として、ガラス文化振興基金から9,673万6,000円を繰入れ、不足する財源を財政調整基金から繰入れ、合計4億8,100万4,000円を繰り入れる予定でしたが、10号補正全体の中で歳入超過となるため、財政調整基金からの繰入金で財源調整をしたいものでございます。2目後期高齢者医療特別会計繰入金、2,099万円、令和2年度事業精算に伴う後期広域連合からの返還金となりま

す。5目ふるさと応援基金繰入金、4,705万8,000円。ふるさと振興費及び基金充当事業精算に伴う減額。また、森林整備基金への積立て分として1億円計上したいものでございます。

7目、公共施設等総合管理基金繰入金、1億5,500万円の減。当初、旧西伊豆中学校校舎解体工事は、公共施設等総合管理基金から繰入れを行う予定でしたが、一般財源で行うこととし繰入れは行わないこととします。基金の取崩しについては、公共建築物の個別施設計画に計上している事業費のうち、高額な支出に充てる計画でございましたが、将来に予定している大規模事業の財源を当該基金に多く積立てたいことから、繰入れをしないこととさせていただきます。

なお、繰入れしないことによって財源が減少しますが、今年度については地方交付税の追加後交付など、一般財源に余裕がありますので、対応は可能でございます。9目サンセットコイン事業基金繰入金、9,275万円の減。当初基金から充当し事業執行する予定でしたが、年度末に未使用の有効ポイントを積立てし、新年度当初に充当することとしたため、減額としたいものでございます。

16ページをお願いします。18款1項10目ガラス文化振興基金繰入金、9,673万6,000円。黄金崎クリスタルパーク用地購入に伴い、振興基金から全額繰入れしたいものです。

なお、追加議案で上程しますが、全額繰入れた後ガラス文化振興基金は廃止する予定でございます。

20款5項1目1節過年度収入、718万9,000円のうち、下田地区消防組合返還金686万6,000円は、訓練や事業が新型コロナの影響により中止や縮小になったことが主な要因です。18ページをお願いします。

歳出になります。冒頭説明しましたように、全般的に新型コロナの影響や、事務、事業の精算に伴う減額となっております。

2款1項1目3節職員手当等、325万2,000円。退職予定者7名のうち2名、行2の特別負担金が生ずることによるものでございます。22ページをお願いします。2款3項1目12節委託料、264万円。住民基本台帳システム改修業務は、マイナンバーカード所有者の転出転入手続の25ページをお願いします。

3款1項3目27節繰出金、127万円のうち、財政安定化支援事業繰出金、132万円ですが、軽減世帯割合や高齢被保険者割合等の増加によるものでございます。

30ページをお願いします。5款2項2目林業振興費18節負担金補助及び交付金のうち、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、169万4,000円、鹿、イノシシの捕獲頭数増に伴う補助金

の増額となります。5款3項1目水産業振興費18節負担金及び負担金補助及び交付金、漁業振興補助金、50万円。田子漁協地頭田地区において現在は使われていない漁師小屋を解体し、その経費の2分の1を補助するものでございます。

31ページをお願いします。6款1項4目観光振興費16節公有財産購入費、2億7,774万円、黄金崎クリスタルパーク用地購入費、内訳として、所有者17名、39筆、購入面積、1万2,075.59平方メートルとなります。

33ページをお願いします。7款6項1目建築物地震対策事業費18節負担金補助及び交付金のうち、建築物耐震化補強計画策定事業補助金、300万円の減、建築物耐震補強助成事業補助金712万9,000円の減は、計画策定する業者が多忙により、年内着手が困難となったことにより、実施も来年度に延期するものでございます。

34ページをお願いします。9款1項5目文教施設整備費14節工事請負費、3,402万6,000円の減、文教施設等整備に係る進入路工事は、精算による減額、西伊豆中学校既存施設解体工事は、杭の引き抜きが不要となったため、精算見込みによるものでございます。

38ページをお願いします。12款1項1目基金積立金3億1,725万円。内訳として、財政調整基金からの繰入金の一部、3億円を公共施設等総合管理基金へ、ふるさと応援基金からの繰入金1億円を森林整備基金へ、サンセットコイン事業基金8,275万円の減額は、当初、基金から充当し事業を執行する予定でしたが、年度末に未使用の有効ポイント1,000万円分を積立てし、令和4年度当初に充当することに変更したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑どうですか。

○議長（山田厚司君） 1番松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 19ページの、企画費負担金のこの南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会負担金というのがこれが前に補正予算組んだときに、松崎町さんも賛成してくれたら、西伊豆町も出しますよというパスモのお金ということでよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい。こちらのですね南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会の負担金でございますけれども、この協議会がですねまず、法律に基づきまして南伊豆・西伊豆地域公共交通形成計画の作成とか、実施計画に係る連絡調整を行うものとして設置がされまして、現在、国、県、市、町、公共交通機関等が入ってやっているものでござい

ます。

この減額の理由なんですけれども、令和4年度に見直しを予定しております、先ほど申し上げました地域公共交通形成計画に反映させることを目的に、令和3年度はですね、当初において繁忙期における、地域公共交通の乗降調査等を実施する予定でおったんですが、新型コロナウイルスまん延に伴う、緊急事態宣言等により、人流が抑制されているというところからですね、通常の状態ではないというところからですね、急遽、実施しないこととしこの経費を削減するものでございます。議員から質問のあった、松崎町と連動でやるというのはこの協議会の中で協議されているものでございますけれども、この経費とは全く関係ないものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。ほかに質疑ありますか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 28ページをお願いします。28ページ4款衛生費の18節負担金補助及び交付金で、今回358万4,000円、合併処理の、衛生事業の補助金のあれが358万4,000円少なくなっておるんですが、これ当初計画したものより、これは減ってるんですけど何か理由があったんでしょうかそれが一つ。

2点目は、この合併処理のこのあれは、この事業の場所は堂ヶ島地区だけですかそれともほかの合併処理のそれもあわせて教えていただきたいんですが。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） これにつきましては、住民の方の合併処理浄化槽の設置に対する助成金になります。ですから、住民個人の設置の補助金という制度でこの補助金を設置しております。

減額の理由ですが、当初16基という予定でございましたが、実績により9基でしたので、その分の差額を減額させていただいております。以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。ほかに質疑ありますか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 31ページをお願いいたします。4目のですね、16節、公有財産の取得ということでクリスタルパークが2億7,700万円ありますけれども、これについて11月の全協のときにですね、意向調査の中で、売りたい方が14名、あ、11名、今までどおり、賃借したい方が3名、それから無回答の方が3名ということで、そのうち、3名の方もですね、連絡がとれない方ですとか保留状態になってる方がいたという、説明を受けましたが、その後、

全員の方がですね、売買について賛同を得たということによろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 現状を申し上げますと、17名中、16名の方からは、譲っていただけるということで回答を得ております。もう1人の方にも交渉はしてるんですけども、県外の方ですねなかなか連絡がつかないということそれから、新型コロナの関係でこちらから出向いていけばいいんでしょうけどもそれができないということもございまして、まだちょっと確認がとれていないということがございます。

ただ毎日のように電話をしているんですけども、ちょっとなかなか連絡がとれないという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 最悪ですね、その方と連絡がとれなかったり、その方が売買できないよって言った場合にもですね、この全体の計画として影響がないような場所でしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 前回の全協でも高橋議員の質問であったかと思うんですけども、その方についてはですね黄金公園の入り口のところそれから、海側っていうか、旧国道側の浄化槽の近くがその土地の所有者でございます。で、その方の契約が令和5年6月30日までとなっておりますので、引き続き、交渉のほうはしてまいります。できるだけ土地を購入させてもらうようにですね、交渉してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 10ページ、10ページをお願いします。固定資産税のところなんですけども、徴収猶予をした部分を2,500万ですか、滞納繰越分で入れてるんですけど、これは、どういうことなんですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 昨年度ですね、新型コロナの特例というのがありましてですね。固定資産税も含めてですが、全体で、いわゆる、納期限が1年間延長になるものですが、全体でですね約4,900万円申出がございました。そのうち、年度内に納付があったものを除きますと、令和4年度にその分ってのは繰り越さなければならないわけですね。それを、あ、失礼しました。令和3年度ですね、令和3年度に繰越してございます。その金額が全体で、およそ2,600万円ほどございました。これらの分を、当初予算には当然載ってございませんで、今回、年度末にですね、実績も含めた中で、これらを計上させていただいているという

ものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい。まず、6ページ、繰越明許費の件ですけど、この中で6項商工費、黄金崎クリスタルパーク用地購入、これが2億5,000、ごめん、2,572万6,000円繰越明許になってんですけど、この理由ですね。

それから、2点目がですね、29ページし尿処理の西豆衛生プラントの組合負担金、これは1,323万8,000円ですか、相当大きな額が削減になってますけど、この理由ですね。

それから三つ目がですね、30ページここの林業振興費の町有林の間伐業務、これも1,400万円、かなり削減されてますけども、予定した面積がいわゆる、それだけでできたのかそれとも何か理由があって予定面積ができなかったのか、この辺、この3点お願いします。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず、6ページの黄金崎クリスタルパークの用地の購入費の件でございますけれども、この補正予算書の31ページ先ほど浅賀議員のほうから出ましたけれども、全体で購入費が2億7,774万円となっております。こちらの繰越明許費なんですけれども、現在、交渉中、先ほど16名の方、同意をいただいたというお話をさしてもらったんですが、そのうちの1人の方についてはですね、ちょっと今、手続上の関係で3月中の支払いが間に合うかどうか分からないので、ここをですね、年度外に処理するという形で、こちらの繰越明許費のほうに計上させていただきました。

もう1人については、先ほど話したとおり、ちょっと1名の方はまだ連絡がついておりませんで、その方の交渉については引き続き行ってまいります。そちらも3月以降に支払いが発生すると思われるので、合計で2,572万6,000円を繰り越させていただいたものでございます。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） プラント組合のほうの負担金の減額の理由ですが、全て契約残渣という形になります。運転管理費委託の契約で約1,000万強、維持管理費のほうで500万強で、ほかの事業費のほうで300万ほどの契約残渣、合わせますと約2,100万ぐらいの減額となりますので、西伊豆町の負担割合の58%を掛けますと、約1,300万円の減額ということで計上させていただきました。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） それでは、30ページの町有林間伐の減の説明ですが、当初は、

宇久須地区町有林の38、39林班、16.9ヘクタールの間伐を計画していました。それで、令和2年度、去年実施した39林班の作業道で、一部、大雨等で流れているところがありましたので、賀茂農林事務所の治山課なんかと相談しましてそこが、保安林なんかに指定されたもので、県のほうで、こういうふうに直してくれというのを何回か協議しまして、復旧方法が見つかってそこを復旧をいたしました。

ただ、令和3年度には、発注予定だった所を、そのために通るというのは、ちょっと様子を見てくれないかというふうに、県の指導がありましたので、今回、39林班の整備38林班のみの整備を行いました。38林班で間伐を9.8ヘクタール、作業道を大体、1,000メートル入れました。以上です。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 1番については了解です。2番、契約残って言いますけど、そうすると、契約残1,000万。毎年、多分、同じように見ていると思うんですけども、こんなに残が出てくるってことは、最初の想定が甘いってことですか。

もう一つ、今の39林班の話ですけどもね。逆に言うと38、39を業者に依頼して、実際にはいろんな都合があって、39林班取りやめになったと。こういう場合の処理ですね、工事費の処理、いろいろ今問題なってますよね、町の都合、そういうものでなつたとすれば、ちょっとその対応はどういうふうにするのか、39林班ってのは、令和4年度内に、それなりの予算措置してるのか、その辺、お願いします。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 業者への発注は、39林班を除いたもので、入札を行いました。それで、今度の令和4年度の予算で、そこの部分をやってみたいと考えております。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 2点目のプラントのほうなんですけど、議会のほうでもプラント議会のほうにご出席をいただいているので、また詳細については組合議員の方から説明をいただければというふうに思いますが、契約をしておりました工事はですね、昨今のコロナの影響で電子部品が入らないということから、本来契約して行っていこうと思っていた、そもそも仕事ができておりません。なのでそこの部分の仕事ができない部分を、何て言うんですか。設計の中に含まれておりましたので、除かせていただいて、それを案分をさせていただいたのがこの約1,300万でございます。ですので契約については管理の部門と改修の部門と二つに分かれておりますけども、ここではあくまでも、プラント組合議会のほうからの返還

金というような形というかですねもともと負担金を出すお金が必要なくなっておりますので、その部分の減額と、ということで、やりたかったんですけども、そちらのチップとかいろいろな都合で、できない部分の減ということでございます。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 2番の件については了解です。町有林の間伐ですけど、今の課長の答弁ですと、令和4年度の予算に39林班が入っている。ということでよろしいですか。

○議長（山田厚司君） 課長答弁あります。産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） そのとおりです。

○議長（山田厚司君） 議案審議中ですが暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。質疑を続けます。質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 25ページの、3款民生費老人福祉費の配食サービス事業委託、これ当初予算では378万円とってたんですけど、150万円、半分近く減額したっていうこと、これはどういうことでしょうか。

それと31ページ、このサンセットコインのところですけど、この財源構成なんですけどね、これは、その他から、国庫支出金に財源が移ってるんだけど、国でこのような補助金っていうか、そういうシステムがあっただけでこういうことになったのかその辺のことを。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） それでは、先にサンセットコインのほうからお話をさせていただきます。ここに455万円、その他財源から国県支出金のほうに切替えておるんですけども、こちらについてはですね、国のマイナポイントの事業補助金の金額となります。

これまでの経緯について、少し触れながら、少しお話をさせていただきますけれども、38ページを、ご覧ください。まず令和3年度の当初予算編成時、おとしの12月頃になります

けれども、そのときには、マイナポイント分の455万円は、こちらの基金積立金から一旦基金に積立て、店舗に払うときにその都度、基金から繰入れて支出する方法で予算編成を行うため、充当先をこちらの基金積立金のほうにしておりました。その後、財政係等と協議をいたしまして、歳入になると、歳入にあったお金を、一旦基金に積み立てるのをやめて、一般会計で受け、一般会計で店舗に支出し、未使用分を逆に基金のほうに積み立てる流れのほうが好きです。といたしまして、令和3年1月に開催いたしました議会全員協議会のほうでも、議員の皆様の方に、その説明をさせていただき、これまでその形で運用してきたところがございます。

そこで、31ページに戻っていただいて、この基金積立金の455万円を減額して、サンセットコインのですね、事業費のほうを増額する財源更正を行ったものです。なおこちらの、マイナスのほうの455万円については、15ページをご覧くださいと思います。今お話ししたとおり基金からの繰入れのやりとりをなくしましたのでこちらのほうについてはサンセットコインの事業の基金繰入金の9,275万円の中の455万円ということになります。以上です。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） それでは配食サービスについて説明させていただきたいと思っております。令和3年度より令和2年度まで行っていた事業所のほうが撤退されるということで、新たな事業所のほうにかわりました。そのため、今まで町のほうで300円程を負担しておりましたが、それがまず一つ200円になったということで、1人、1食に当たり、100円ほど減額になっております。

また、今回、新たに町内の業者に実施していただくにあたり、今まで、できておりましたちょっと特別職ができない形になりました。その特別職のほうを800食から見込んでおりましたがちょっとそれができなくなってしまったことで、最終的に食数として1万2,600ぐらいを見込んでおりましたが、最終的には1万1,000食ぐらいをっていうことを見込んだ中での減額となっております。以上です。

○議長（山田厚司君） 5番芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 配食数の見込み数を少なく見積もったっていう理由は何でしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 現在、今現在2月末現在の見込みを、今まで配食サービスのほう利用していた方の人数、それから配食してた割合と見まして、最終的に、今年度末までに1万1,000食ぐらいかなということで見込んでおります。

○議長（山田厚司君） 5番芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） もう1点、31ページの、観光施設費クリスタルパークの買取り、土地買取り費の値段なんですけど、私たちもこの経営状態が悪いつてことで年間1,000万円を、地代に払うのは、負担が大きいということから買い取るってこと賛成したわけなんですけど、だけどこれ、この金額だと約30年分の金額なんですよね。もし仮に地代を1,000万円ずつ払ってたらね、そうすると、クリスタルパークが、今後30年間、本当にあるかっていうことを考えるとね、この値段ちょっとどうかなあと。

それと、何ですかね、何だっけ。今まで地代と固定資産税は何十年も払ってきてるわけですよ。借りてる人にね。そういうことを考えると、もう少し安くならなかったのかなあと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今回の土地購入に係る、まず、平米当たりの単価を決める際にですね、まず10月27日の勉強会で、不動産鑑定士に不動産鑑定価格を出してもらおうということ。それから、11月30日の議会全員協議会では、不動産鑑定士から提示された金額が、平米当たり2万3,000円であったということを報告をさせていただいたところでございます。また、税務署のほうにですね今回、町の意向で用地取得を行いますけれども、土地収用法の対象になるかを確認したところ、対象にはならないということがわかりました。

これらの経緯を踏まえまして町は不動産鑑定価格を、先ほど申し上げましたとおり、平米当たり一律に3,000円を基準として、用地交渉を行いたいということで、1月28日の議会全員協議会のほうで報告をさせていただいたところでございます。

購入価格を不動産鑑定価格とした理由でございますけれども、今回、町の意向で地権者17名のほうから土地を購入させていただきたく、交渉を続けてまいりましたけれども、今申し上げたとおり、土地収用法の適用にならないということで、所得税住民税の税金の支払いが発生してしまいます。賃貸借期間の支払いをもとにして金額を下げる交渉は、多くの地権者の、恐らく納得は得られないであろうということが想定される。ということ、それから、さらに不動産鑑定士との協議の中では、その土地の下落率を考慮しても、不動産鑑定価格の2万3,000円は、決して高い金額ではないということですので、お話をいただきましたので、用地交渉をスムーズに進めるためにも、平米当たり一律2万3,000円ということで交渉させていただいたところでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

9 番堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） まず11ページの地方交付税なんですけども、1億2,240万2,000円が増えてるんですけども、地方交付税がどの分が増えたっていうのは愚問で、国のほうは一括ひっくるめて送ってくる、送ってくるって言っちゃ、送ってくると思うんですけど、国から、この中でですね1番、大きい部分、普通交付普通地方交付税で1番大きいウエートを占めてるのは、何か分かったら教えてください。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今回の補正でですね普通交付税が1億2,240万2,000円増額になっております。まず増額の今回の要因としましては、国のほうが補正予算で増えたってことと、あとはですねこの令和3年度に限ってっていうものがあります。で、これ仮称ですけども、臨時経済対策債の創設ということで、基準財政需要額の臨時費目として、この臨時経済対策債というのが創設をされております。

もう一つ同じように臨時財政対策債償還基金費っていうのが創設されまして、これも基準財政需要額の臨時費目として臨時財政対策債の償還基金費っていうのが創設されております。

あともう一つですね調整額の復活ということで、全国の各地方自治体の財源不足額の合算額が国の当初予算における普通交付税の総額を超えることになったため、一度減額をしております。その分の調整額分についても今回追加交付をしたということで、この三つが今回の1億2,240万2,000円に入っております。

一番大きいのは何かといいますと個別算定経費っていうところでそこが一番大きな金額が入ってる様な格好には。個別の算定経費っていうのがありまして、それが一番大きくなっております。

○議長（山田厚司君） 9 番堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） そうしますと、この辺は全部基準財政需要額の中に算定されて、計算されてるっていうことですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど言いましたように今年度に限ってっていう部分なんですけども、基準財政需要額の中に先ほど言いました、臨時経済対策債ともう一つ入ってます。

○議長（山田厚司君） 9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） それとはちょっと、違う質問で、次の12ページなんですけど、社会保障の、目で言いますと、総務費国庫補助金ですね。社会保障の番号、税番号制度システム整

備費補助金、264万円、これ歳出のほうにでも同じ額が歳出でありますけどページ22ページに、これナンバーカードということなんですけどこれは、何枚ぐらい相当するんでしょうか。

それからもう1点、お願いします。ページは、ページはですね30ページ、林業振興費のところ、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金が増えてるわけですけども、シカやイノシシの駆除の頭数が増えたと思うんですけど、その分類を教えてくださいと思います。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 最初のご質問です。歳入の12ページですね。あ、失礼しましたページでいうと12ページ、の社会保障税番号制度システム整備費補助金264万円。これが先ほど堤議員から説明があった、22ページの、歳出、これが同額で計上させていただいております。で、ご質問がありましたそのマイナンバーカードが何枚とかっていうことで、ご質問ございましたけど、これはですね枚数とかとはまた別でして、この先に、国は来年度中に全国民がカードを所有すると、いうことを前提に今、国中でカードの取得推進を図っているわけですね。で、これらが整った後に、今度は総務課長が当初、最初説明あったんですけど、マイナンバーカードを使って、その所有者の方がですね、住民票の異動する転出あるいは転入をするに当たりまして、ワンストップでこれが行えるように、したいという想定がございます。これは、つまりほとんどの方がマイナンバーカードを所有していることを前提に考えますと、今までですと窓口に来て、転出の処理を、異動をかけます。で、あとは転入先でまた同じような手続をするんですけど、今度は、カードを持ってるたとえばご自宅にいて、カードをですね事前に申請をするですねカードを使って、私は転出します。でするとどこへっていうことで、転入先にも同じ情報が今度、飛んでいくようになるんですねそうすると、今まで窓口へきて初めてこの方が異動するということで、準備をしてたところが、今度は事前に申込みがいただけることになることで、いろんな関係する部署の書類もまとめて、ワンストップ化できるという想定の中での業務に関わるシステムの改修ということになりますので、ご質問のあったようにその枚数かどうかということとはまたちょっと違うものでございます。で、つけ加えますと、6ページですね、繰越明許費こちらの2款3項にございます住民基本台帳システム改修事業ですがこれが264万、同じ金額載ってます。これはつまり国のほうですね、当初、令和4年度でこのシステム改修を行う予定だったんですが、経済回復等もございまして1年間前倒しするということで、今回3月の議会を通じて、各市町村は補正をさせていただいております。ただ実施の予定はこの後になりまして、全額をこれを繰越しをさせていただき、4年度で改修を行います。で、先ほど申しあげましたようにワンストップ化

の業務が実際にスタートするこれ予定なんです、令和5年の1月か2月頃を、国のほうは予定していると、というような状況でございます。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 続きまして、鳥獣の関係ですが、補正前は、成獣を320頭、これは、シカ160頭、イノシシ160頭で考えておりました。それで、補正後は、シカ296頭です。シカは136頭増えました。イノシシは195頭で、イノシシのほうは35頭増えました。それとは別に、シカの幼獣が6頭イノシシの幼獣が15頭、それとそれに合わせて、県のほうで加算措置というので47万5,500円を付けてくれましたのでそれを合わせて169万4,000円の補正をいたしました。

○議長（山田厚司君） 9番堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい、シカ、イノシシのほうは分かりました。税のほうです、よく分からないんですけどシステム、なぜ今それじゃあ、来年全ての人に行くだろうということを仮定して、やってるって言うんですけども、全ての人に行かなかった場合はマイナンバーカードを取得した人が、利用できるってこういう考えでいいんですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい議員のおっしゃるとおりです。マイナンバーカードを持っている方が、ワンストップを、システムを使えるということで、お持ちでない方は、今までと同じように窓口へ来ていただいて初めてそこで手続をするということです。ですのでカードを持っていたほうが、よりそのスムーズに処理が行えるという、利便性ですね、そういったことを目的としております。

○議長（山田厚司君） 9番堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでここです、補正してるわけですけど、すぐ繰越明許費になっているというのはどういうことなんですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） こちらにつきましても、国のほうの予算が、そもそも当初、令和4年の予定で最初計画があったんですが、今のこのコロナの関係です、やはり経済的なことも含まれると思いますけれども、国のほうが12月の補正のほうです、予算化を、いわゆる前倒しです。予算が前に繰り、前に来たもんですから、各全国の市町村はですねこれに合わせて、令和3年度中の予算で補正をせざるを得なくなったと。ということです。

ただ、実際に仕事を進めるとなるとやはり、この後契約等がございまして、まだその何て

言うんでしょうかね、詳細なそのシステムのですね、詳細の部分も完全にはまだできていないもんですから、ひとまず予算的には今年度中、そして、事業の執行は来年度に入るということで、そのまま繰越しをさせていただくということでございます。

○議長（山田厚司君） はい、ほかに質疑ありますか。ほかに質疑ありますか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 教えていただきたいというところなのですが、25ページの、民生費の介護保険のところですけど、介護給付費繰出金が、これが965万3,000円のマイナスになってるっていうことは、これは意味としては私たちはどういうふうに解釈したらいいんでしょうか、認定の方が減ったというそんなような解釈でよろしいんでしょうかっていうことが1点。

もう1点伺いたいところが、戻りますが15ページの繰入金のところ、2番の後期高齢者医療特別会計繰入金のところ、令和2年度の事業の精算に伴ってっておっしゃいましたか先ほど。そのところを教えていただければと思います。お願いします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先に15ページの、後期高齢者医療特別会計繰入金の2,090万でございますけども、これ後期広域連合のほうに、町から負担金で医療給付費分とかいろいろ保険料分とか納めてます。で、2年度に納めた金額の精算を広域連合でしまして、払い過ぎてた分を戻し入れるような格好で、1度後期高齢の特別会計で、受けて一般会計から繰り出しますもんで一般会計に戻すような格好になってます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 25ページの介護給付費の繰出金になります。こちらのほうは、介護保険のほうで給付のほうの決算見込みということで、こちらのほう、大体見込みができましたので、一般会計からの繰り出しが、このぐらい減るだろうということで一応減額となっております。

○議長（山田厚司君） もう少し詳細は、よろしいですか。

3番、仲田慶枝。

○3番（仲田慶枝君） 今の介護のところでございますが、ていうことをやはり、見込みよりもちょっと、減って良かったなってそういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） こちらに関しましては、介護保険のほうの特別会計のほうで

もごさいますが、給付のほうの全般的な減少に伴い、こちらのほうの繰出金が減ったということになっております。

○議長（山田厚司君） はい、8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 11ページの12款分担金及び負担金のところで、放課後児童クラブ利用料マイナス46万4,000円とありますけど、これの、コロナになってからのですね、利用実態みたいのは出てますか。減ったとか増えたとか、時間を短くしたとか、止めてるとか、いろいろあると思うんですけど、そういう資料は出してませんか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） すいませんページが11ページになります。放課後児童クラブの利用料が約46万4,000円の減ということで、こちらの議員ご指摘のとおりですね、実際に、コロナの影響もありまして、実際に放課後児童クラブの開校日数も減っております。また、逆に利用者のほうも実際に減っておりますので、それに伴いまして、今回、実績に基づいて、減額という方向でさせていただきたいと思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 30ページですね林業振興費森林整備事業補助金ってのが当初予算はわかってるんですけど、途中で補正があったのかもわかりませんがこれ、1,300万ってのは相当大きな額が、減ってますけどもこれの中身と、なぜそれが減ったのかっていうところを教えてください。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） こちらのほうは、町のほうの、補助金を算定する前に、算定する際に普通一般的にその前に国とか県の補助金を受けてますので、国とか県の補助金を算定するときに、基準額、通常ですと標準単価を用いた標準的な事業費を算出するわけですけど、今はそれに政策上の、査定係数というの1.7を乗じて事業費を算出しまして、補助金の計算をしてるわけですけど、9月補正において町の補助金を計算するときに、査定係数1.7を、加えたのでちょっと計算をしてしまいました。町の補助金は、通常の標準単価を用いた金額でやりなさいということになってまして、国の補助金は、1.7を乗じて利用者の方にそんかい有利になるようになってことで国のほうは政策上、1.7をかけて大きな基準額でやってるわけですけど、その大きな基準額で間違えて計算してしまったもので、金額が多くなってしまいました。それで今回それを減額補正するもので、それが大きな要因となっております。

○議長（山田厚司君） 6番高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 間違えた分が幾らかわかりませんがね、1,300万円も差額が出たんだったら、これさっき総務課長、説明すべきだと思いますよ。ただ指摘がなければ、間違えたことが何も伝わらずにそのまま行っていると。これ一ちょっと、これから気を付けてもらいたいと思いますけど、どうですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） はい。すいませんでした。今後金額の大きな減の部分の説明をするようにいたします。すいませんでした。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 皆さんがやらないからさ。18ページをお願いします。5目のですね会計管理費ですけども、委託料で55万減額なってますけども、公会計統一基準財務書類作成コンサル業務ということで減額なってますけど、この公会計の統一基準財務書類が完成したというふうに、とらえてよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） 公会計の編成ですけども、一般等の財務諸表につきましては、令和2年の財務4表と中期が完成しておるということでございます。こちらの予算なんですけれども、この令和3年の当初予算編成時には、公認会計士のサポート、法的なサポート、会計的なサポートが必要だということで予算を上げさせてもらいましたが、今年の3月今頃というか、2日頃ですかね、国の外郭団体であります地方公共団体金融機構、通称JFMなんですけども、こちらのほうで、公認会計士の派遣事業を全額公費負担で行ってくれるというのに募集ありましたので、そちらに載っ借りました。ということで、今回の編成について公認会計士のサポートを受けております。このため、予算での執行が全額なくなったということでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第9号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時44分

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。日程第9、議案第10号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第10号は、令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） それでは、議案第10号について説明させていただきたいと思
います。

今回の補正内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,540万円としたいものです。

歳入の主なものとしましては、特定健康診査等事業費の減額に伴い県支出金を減額し、前年度繰越金を全額計上したことにより基金からの繰入金を減額したいものです。

歳出の主なものとしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴い特定健康診査の実施日の減少による特定健康診査等事業費の減額及び保険給付費等の交付金の返還額の確定に伴い、減額し残額を基金に積み立てたいものです。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。

4款国庫支出金1項国庫補助金ともに、8万2,000円。

5款県支出金、1項県補助金ともに、201万2,000円の減。

7款繰入金、3,593万1,000円の減。1項他会計繰入金、127万円。2項基金繰入金、3,720万1,000円の減。

8款繰越金、1項繰越金ともに、3,945万4,000円。

9款諸収入、249万3,000円の減。1項延滞金、加算金及び過料、113万円。3項雑入、362万3,000円の減。

歳入の合計に90万円を減額し13億4,540万円としたいものです。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。款、項、補正額の順で説明させていただきます。

1款総務費、5万円の減。1項総務管理費、20万円の減。2項徴税費、15万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護給付期給付金分ともに、0円。これは財源更正によるものです。

5款保健事業費、682万円の減。1項特定健康診査等事業費、672万円の減、2項保健事業費、10万円の減、6款基金積立金、1項基金積立金とも、に997万円。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金ともに、400万円の減。

歳出合計に90万円を減額し、13億4,540万円としたいものです。

4ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算書事項別明細書、1、総括、歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。続きまして歳出です。こちらに関しましても、3ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりとなっております。

5ページをお願いいたします。2、歳入です。主なもののみ説明させていただきます。

1款1項1目保険給付費等交付金、201万2,000円の減額は、保健指導等業務委託事業の中止による保険者努力支援の減額によるものです。

7款2項1目国民健康保険事業基金、3,720万1,000円の減は、当初基金からの繰入れを見込んでいましたが、前年度繰越金で収支が賸えるため減額するものでございます。

8款1項1目その他繰越金、3,945万4,000円。前年度の繰越金を全額計上させていただきます。

続きまして6ページをお願いいたします。9款1項1目一般被保険者延滞金113万円、こちらのほうは実績見込みによる増額です。9款3項6目雑入、400万円の減額は、保険給付費の実績確定に伴う減額となっております。

7ページをお願いいたします。歳入になります。主なもののみ説明させていただきます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分から、3款1項1目、介護納付金分までは、財源更正となっております。

8ページをお願いいたします。5款1項1目特定健康診査等事業費672万円の減。主な要因としまして、12節委託料において、新型コロナウイルスワクチン接種の実施による特定健診の日程変更等に伴い、保健事業等の業務委託が中止になったこと、及び特定健康診査受診者が減少したことに伴う減額となります。

6款1項1目基金積立金、997万円。主な要因としまして、国民健康保険事業基金として、歳出減額のため、基金に積み立てるものとなります。

9ページをお願いいたします。8款1項3目償還金、400万円の減。令和3年2月分の保険診療の確定に伴い、保険給付費返還金が確定したことにより、減額したいものとなっております。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑いかがですか。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 8ページのね、基金積立ですけど、これあれですかね歳出が減少したからって言う話なんだけど、これ、決算が済んでからでもいいんじゃないかと思うんだけど、それともう基金には、もう3億も積立ててあるんだから、積み立てる必要があるかと思うんだけど、その辺はどうですか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） すみませんこちらのほうが、国民健康保険特別会計となっております。収入それから歳出のほうを、収支を同額にするような形の中で、今回、基金のほうに納めさせていただいて、収支のほうを、同じにさせていただきますが最終的には、実績が確定したところでの、基金のほうの確定となってくると思います。

○議長（山田厚司君） 5番芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、その話は分かるんだけど、大概こういうときは、繰越金として残しておいて、最後決算で基金に、いやそのまま、操作しないで、決算の繰越金のほうが増えるっていう、操作だったと思うんだけど、収支合わせる、この時点で収支を合わせるってことじゃなくてね。それで、いいですよ。3億円あるのにね、やっぱ積み立てるのはその収支合わせる。別に3億も積み立ててあるんだから、別にそんなに積み立てなくてもいいんじゃないかと思うんだけど、

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 基金を積み立てるためにこの補正を組んでるわけではなくて、年度末、このぐらいの金額で収まるであろう数字がおおよそ出ております。8ページをちょっとご覧いただきたいんですけども、これは例えばの話でございます。この特定健康診査等事業費、補正前の金額が1,286万円、補正額が672万円、約半分でございます。これをですね、今回の補正をやらずに決算を行きますと、不用額が半分あるんだと、そうするとこの事業は、もう半分でいいんじゃないかということにもなりかねませんので、不用額という金額はなるべく、ならないようにこの予算の中でですね、しっかりと、増減というものは見ていく必要があるというふうに考えておりますので、それをやっていきますと、本来かかるであろうお金がかからなければ、今度はどっかにお金を積みなれば、収入と収支のバランスがおかしくなりますんで、そこの手持ちが増えた部分については、基金に積み立てをさせていただくというものでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ページが6ページです。一般被保険者延滞金なんですけど、補正前の額が30万で補正額が113万になってんですけど、これはどういうことですか。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はいこちらはですね、1月末現在で既に滞納分が既に収入さ

れてる分、これからこの先もですね、もう少し時間ありますけどもそこで、滞納になってる分を、収入するということで、実績に伴いまして今回、この113万円ですね。を補正させていただきます。最終的に決算打つまでは、幾らになるかわかりませんが、これ以上になると、いうことで見込んでおります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第10号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第10、議案第11号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第11号は、令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 議案11号について説明させていただきたいと思います。

今回の補正内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3億2,620万円としたいものです。

歳入の主なものといたしまして、実績見込みにより保険料を増額、前年度繰越金を全額計上し、広域連合負担金過年度返還金額が確定したことによる、計上したいものです。

歳出につきましては、繰越金及び保険料を増額したことに伴い、広域連合への保険料等負担金を増額し、広域連合負担金過年度返還金を一般会計に繰り出すため、歳出額を、増額したいものとなっております。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料ともに、65万2,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金ともに、35万8,000円。

5 款諸収入、4 項雑入ともに、2,099万円。

歳入合計に2,200万円を追加し、3億2,620万円としたいものです。

歳出をお願いいたします。款、項、補正額の順で説明させていただきます。

1項後期高齢者医療広域連合納付金ともに、101万円。3 款諸支出金、2 項繰出金ともに、2,099万円。歳出合計に2,200万円を追加し、3億2,620万円としたいものです。

3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は、記載とおりとなっております。

4ページをお願いいたします。2 歳入です。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料65万2,000円の追加は、普通徴収保険料の増加等によるものです。

4 款 1 項 1 目繰越金、35万8,000円。令和2年度からの繰越金の確定に伴う増額です。

5 款 4 項 2 目繰入金、2,099万円は、前年度事務費及び療養給付費負担金の確定を受けて、広域連合から超過納付分の返還金を計上するものとしております。

5ページをお願いいたします。3歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、101万円は前年度繰越金及び保険料の増額に伴う負担金の増額です。

3款2項1目一般会計繰出金、2,099万円、令和2年度事務費負担金及び療養費負担金の確定を受けて、広域連合から返還金を一般会計へと返上するものとなっております。

以上です。簡単ですが説明とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 4ページをお願いします。特別徴収保険料と普通徴収保険料の額がわかっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 補正後の額になりますが、特別徴収額が7億8,000間違い、7,875万5,000円。7,875万5,000円。普通徴収のほうが3,001万4,000円となります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。ほかに質疑ありますか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいません4ページのですね、諸収入のところで広域連合から、過年度分2,099万円返還とありますけども、ちょっとこれのお金の流れが分からないんですけども、これが返還するってことは、一度、広域連合のほうにお支払いして、確定して戻ってくるということだと思えるんですけども、そのお支払いする根拠って、まずはどういった根拠でお支払いするのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） まず、令和3年、令和2年、令和3年2月分になります。こちらのほうまだ保険料とか、保険の給付金とか、確定されておられません。そんな中で、広域連合のほうにこのくらい、2月分を利用、使われるだろうという金額のほうをまず収めます。で、それが確定をしましたら、最終的に広域連合からもらい過ぎた分をこちらのほうに戻してもらうような形になっております。

○議長（山田厚司君） 2番浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） この2,000万円という数字大分、大きいように感じるんですけども、この辺がですね、それだけ介護、後期高齢者の方がですね、健康で、使わなかったっていうことで、大変こういい意味での返還という考えでよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） はい、そのようになれた、そのように考えてもらえればよろしいかなと思います。ただ全体的なものも含めてのことになると思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか、総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 後期広域連合の制度ってのが、これ県内の35市町が、後期広域連合へと医療費の負担金と保険料負担金と事務費の負担金を納めます。そしてその県の後期広域連合というところで、給付とかいろいろやって、これ前々年度の実績が前年度に一応予算額って格好で、広域連合から請求が来ますもんでどうしてもその年度によって給付費の差がありますもんで、差異が生まれてきて今回みたいの2,000万ぐらい返ってきたりとか、そういう状態になることがあります。これ全部一般会計から後期の会計へと一度繰り出してもらって、後期会計から後期連合へ払ってるんですけども、余った分につきましては先ほど私言ったように、広域連合から後期会計へと戻してもらって、後期会計から一般会計へと返す格好のお金が流れになってます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。ほかに質疑ありますか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今のところの話ですけれど、そうしますとこの金額の決定にはこちらの意思は入らないということですか。何か当初予算が3,000万ぐらいのところ、2,000万返ってきている感じなんですけど、ということですか、決められている。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 予算につきましては、例えば令和4年度の予算につきましては、令和多分3年の12月ぐらいに後期広域連合から大体の試算を出しまして、あちらから医療給付費はこれぐらいとってくれとか、保険料はこれぐらいとってくれとか、事務費はこれぐらいって格好で来ましてそれを、うちのほうが、後期広域連合の、予算書に載つけるような格好になってきますもんで、ほとんどもう後期広域連合が言ってきた数字を予算に載つけるような格好になってきます。

ただ、町がやってるのは保険料の徴収とかですね、あとは、保険証の更新みたいそんなことになってきますね。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第11号、令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第11、議案第12号、令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第12号は、令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） では議案12号について説明させていただきます。

申し訳ございませんその前に訂正を1箇所、お願いいたします。1ページの第1条、歳入歳出予算の総額に、歳出、歳入歳出って書いてございますが、に、ではなく、総額からってということで減額ですので、から、に変更させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い

いたします。

それでは説明させていただきます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,190万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億200万円としたいものです。今回の主な補正の内容は、内容につきましては、歳入では、介護保険給付費、地域保険事業等の今回の決算見込みにより、約8,600万円の減額に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金を減額したいものとなっております。

歳出につきましては、総務費において認定申請者数の減少に伴う、主治医の意見書の作成料、認定調査委託料の減額、保険給付費においては、今年度の決算見込みから、各サービスの負担金を減額するとともに、国庫支出金等の減額に伴い、財源更正を行いたいものとさせていただいております。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。

3款国庫支出金、4,958万5,000円の減。1項国庫負担金、3,833万3,000円の減。2項国庫補助金、1,125万2,000円の減。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金ともに、6,633万7,000円の減。

5款県支出金、3,508万6,000円の減。1項県負担金、3,162万6,000円の減。2項県負担金、346万円の減。

6款繰入金、1項一般会計繰入金ともに、1,116万円の減。

8款諸収入、3項雑入ともに、26万8,000円。歳入歳出の合計から1億6,190万円を減額し、14億200万円としたいものです。

3ページをお願いいたします。歳出です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。補正額はゼロの項目については、財源更正のみとなっております。

1款総務費、795万5,000円の減、1項総務費、申し訳ございません。間違えました。79万5,000円の減です。すいません。1項総務管理費、38万4,000円の減。2項徴収費、35万円。3項介護認定審査会費、76万1,000円の減。

2款保険給付費、8,019万6,000円の減、1項介護サービス等諸費、7,314万円の減、2項介護予防サービス等諸費、705万6,000円の減。その他諸費、0円。3項その他諸費、0円。4項高額介護サービス等諸費、0円。5項高額医療合算介護サービス等費、0円。6項特定入所者介護サービス等費、0円。

5款地域支援事業費、591万6,000円の減。1項介護予防・生活支援サービス事業費、489万

6,000円の減。2項一般介護予防事業費、46万4,000円の減。3項地域的支援事業・任意事業費、55万6,000円の減。4項その他諸費、0円。

6款基金積立金、1項基金積立金ともに、7,499万3,000円の減。9万3,000円の減。歳出合計から、1億6,190万円を減額し、14億200万円としたいものです。

4ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので省略させていただきます。次に、歳出です。こちらにつきましても、3ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりとなっております。

5ページをお願いいたします。2歳入です。主なもののみ説明させていただきます。

3款1項1目介護給付費負担金、3,833万3,000円の減。

4款1項1目介護給付費交付金、6,415万3,000円の減。

6ページをお願いいたします。5款1項1目介護給付費負担金、3,162万6,000円の減。

6款1項1目介護給付費繰入金、962万2,000円の減となっております。歳出の保険給付費の減額に伴い、負担金、交付金、繰入金を減額しております。

5ページにお戻りください。3款2項2目地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）359万8,000円の減、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）116万円の減。

4款1項2目地域支援事業支援交付金、218万4,000円の減。

6ページをお願いいたします。5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）224万9,000円の減、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）、121万1,000円の減。

6款1項2目地域支援事業繰入金、（介護予防・日常生活支援総合事業）、63万6,000円の減。3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）、10万7,000円の減は、地域支援事業交付金に係る事前協議により、地域支援事業の交付金、繰入金を減額しているものとなります。5目その他一般会計繰入金、76万5,000円の減は、介護認定申請件数の減少に伴う主治医の意見書作成料、認定調査員の委託料が少なくなったことによるものとなります。

8ページをお願いいたします。3歳出です。主なもののみ説明させていただきます。

1款3項2目認定調査等費、76万1,000円の減。こちらにつきましては、介護認定者数の減少により、主治医の意見書料及び認定調査委託料のほうを減額したものでございます。

2款の保険給付につきましては、介護認定者数の減少及び決算見込みにより各サービスの

増減を行っております。2款1項1目居宅介護サービス給付費、3,256万円の減。3目地域密着型介護サービス給付費、1,532万7,000円の減。こちらの主な要因としましては、認知症対応型共同生活介護における返還金がございます、返還金と給付金の請求の相殺による減額となっております。9ページをお願いいたします。5目施設介護サービス給付費、1,478万1,000円の減。主な原因としましては、施設入所者の減少に伴うものでございます。9目居宅介護サービス計画給付費、910万9,000円の減。2項1目介護予防サービス給付費、434万円の減。こちらに関しましても、訪問介護サービス、それから、施設入所者生活支援サービス等利用者の減によるものでございます。地域密着型介護予防サービス給付費、197万円の減。こちらに関しましては、要支援者の方の認知症対応型共同生活介護施設への入所者がなかったことによるものです。

11ページをお願いいたします。5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業）、257万5,000円の減。こちらは、訪問型サービス利用者の件数が少なくなったことによるものとなっております。12ページをお願いいたします。2目介護予防点生活支援サービス事業費（第1号通所事業）、179万2,000円の減、こちらに関しましても通所サービスのほうの利用者の減になることによります。

続きまして14ページをお願いいたします。6款1項1目介護給付費準備基金積立金、7,499万3,000円の減、減額の要因として、国支払基金及び県の給付費の負担金等の交付決定及び内示等による歳入予算減額に伴う歳出の2款保険給付費への予算組替えによるものです。また、9ページの2款保険給付費から13ページの5款地域支援事業費にかけての説明欄に財源更正とありますが、こちらは先ほどと同じく、国の国支払基金及び県の介護給付費負担金等の減額に伴い、財源更正をさせていただいたものになります。

以上ですが、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

○議長（山田厚司君） 8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 一つ教えてほしいんですけど、9ページのですね、介護サービス等諸費ですね、その8番目、居宅介護住宅改修費ですけども136万3,000円補正でマイナスするわけですけど、これは傾向としては、年々年々減ってきてるんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 住宅改修に関しましては、その年によって違います。今年度

は、減額するっていうな形になりましたけども、年によっては、増額補正させていただくこともございますのでその年の、その方たちの状況によって違ってくると思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 7ページをお願いします。雑入のところです。返納金のところですね。

不正利得徴収金というんですかこれは、33万8,000円ありますけども、この説明をお願いします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） すいませんじゃ、7ページの不正利得の33万8,000円につきましては、町内のグループホームにおきまして、高額介護サービスってのがあるんですけども、それを余計にっていうか請求し過ぎてたもんでそれを町へと返還してもらった分の、グループホームからの戻りの分です。町負担分の。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） それは、どういう場合に発生して、取り過ぎだとかそういうのが分かるんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 介護保険の給付費とかそこら辺というのは、一度国保連合会のほうへと、その事業所から国保連合会のほうに請求が回ってきます。で国保連合会から、町に請求が来る様な格好で、町が国保連合会を介して一度お金払いまして国保連合会から、その事業所へとお金を払う様な格好の仕組みになってます。その中でそのグループホームが国保連合会との請求を誤ってちょっと多く請求し過ぎたもんで、それが調査をやってく中でわかりましたもんで、その分を町が負担した分を返還してもらってる様な格好になってます。

○議長（山田厚司君） 9番堤和夫君。

○9番（堤和夫君） これは、グループホームが単なる間違いで、悪意があったっていう、そういうわけじゃないわけですね。はい、わかりました。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。よろしい。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第12号、令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時39分

◎議案13号から18号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

お諮りします。

日程第12、議案第13号 令和4年度西伊豆町一般会計予算。

日程第13、議案第14号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算。

日程第14、議案第15号 令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第15、議案第16号 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算。

日程第16、議案第17号 令和4年度に清水町水道事業会計予算。

日程第17、議案第18号 令和8年度西伊豆町温泉事業会計予算。

以上6会計の予算について、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第13号から日程第17、議案第18号までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。

議案第13号から議案第18号は、会議規則第39条第2項の規定により、議案の朗読は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） ただいま上程されました議案第13号から第18号につきましては、各担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第13号についてご説明いたします。

この後、連合審査会がございますので、歳入歳出とも、款と金額を朗読いたします。

予算書の2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算、歳入です。

1 款町税、7億9,446万3,000円。

2 款地方譲与税、3,880万円。

3 款利子割交付金、60万円。

4 款配当割交付金、400万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、360万円。

6 款法人事業税交付金、650万円。

7 款地方消費税交付金、1億8,150万円。

8 款環境性能割交付金、450万円。

9 款地方特例交付金、230万円。

10 款地方交付税、23億8,300万円。

11 款交通安全対策特別交付金、75万円。

12 款分担金及び負担金、2,185万円。

13款使用料及び手数料、4,525万2,000円。

14款国庫支出金、8億3,303万5,000円。

15款県支出金、2億9,773万9,000円。

16款財産収入、650万2,000円。

17款寄附金、10億5,000円。

18款繰入金、13億6,694万7,000円。

19款繰越金、1億円。

4ページをお願いします。

20款諸収入、4億9,555万7,000円。

21款町債、2億4,010万円。

歳入合計78億2,700万円。

5ページをお願いします。

歳出です。

1款議会費、6,723万6,000円。

2款総務費、9億6,936万3,000円。

3款民生費、9億6,306万1,000円。

4款衛生費、5億9,656万2,000円。

5款農林水産業費、2億6,155万7,000円。

6款商工費、14億3,256万1,000円。

6ページをお願いします。

7款土木費、4億6,853万6,000円。

8款消防費、7億1,548万1,000円。

9款教育費、6億6,182万1,000円。

10款災害復旧費、5,300万2,000円。

11款公債費、5億6,326万4,000円。

12款諸支出金、10億6,955万6,000円。

13款予備費、500万円。

歳出合計78億2,700万円。

8ページをお願いします。

第2表地方債になります。起債の目的、限度額について朗読させていただきます。

過疎対策事業債、1億1,010万円。

臨時財政対策債、1億3,000万円。

合計2億4,010万円。

利子償還の方法は記載のとおりでございます。

以上説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 続きまして議案第14号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

142ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに、款と金額を朗読させていただきます。

第1表歳入歳出予算、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1億5,375万6,000円。

2款一部負担金、4,000円。

3款使用料及び手数料、3万円。

4款国庫支出金、1,000円。

5款県支出金、10億3,264万9,000円。

6款財産収入、13万3,000円。

7款繰入金、1億3,561万6,000円。

8款繰越金、1,000円。

9款諸収入、1,081万円。

歳入合計13億3,300万円。

143ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、2,976万7,000円。

2款保険給付費、10億1,677万3,000円。

3款国民健康保険事業費納付金、2億4,998万7,000円。

4款共同事業拠出金、1,000円。

5款保健事業費、2,029万3,000円。

6款基金積立金、63万4,000円。

7款公債費、1,000円。

8 款諸支出金、1,282万円。

144ページをお願いいたします。

9 款予備費、272万4,000円。

歳出合計13億3,300万円とさせていただきます。

続きまして、170ページのほうをお願いいたします。

議案第15号、令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきます。

歳入歳出とも、款と金額を朗読させていただきます。

第1表歳入歳出予算、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1億1,600万9,000円。

2 款保険料及び手数料、4,000円。

3 款繰入金、1億8,645万1,000円。

4 款繰越金、1,000円。

5 款諸収入、33万5,000円。

歳入合計3億280万円。

171ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、248万円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、2億9,993万8,000円。

3 款諸支出金、33万1,000円。

4 款予備費、5万1,000円。

歳出合計3億280万円。

続きまして、180ページをお願いいたします。

議案第16号 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

歳入歳出ともに款と金額を朗読させていただきます。

第1表歳入歳出予算、歳入でございます。

1 款保険料2億6,554万7,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円。

3 款国庫支出金、2億9,880万2,000円。

4 款支払基金交付金、3 億3,173 万5,000 円。

5 款県支出金、1 億8,430 万1,000 円。

6 款繰入金、2 億1,757 万5,000 円。

7 款繰越金、1,000 円。

8 款諸収入、2 万9,000 円。

歳入合計12億9,800 万円。

181 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、4,015 万5,000 円。

2 款保険給付費、11 億9,514 万3,000 円。

3 款財政安定化基金繰出金、2,000 円。

4 款総合財政安定化事業負担金、1,000 円。

5 款地域支援事業費、6,034 万円。

6 款基金積立金、1,000 円。7 款公債費、1,000 円。

8 款諸支出金、105 万3,000 円、すいません104 万3,000 円。申し訳ございません。

182 ページをお願いいたします。

9 款予備費、131 万4,000 円。

歳出合計12億9,800 万円です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山田厚司君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） それでは、議案第17号、令和4年度西伊豆町水道事業会計予算について説明させていただきます。

211 ページをお願いします。令和4年度西伊豆町水道事業会計予算実施計画です。

款のみを読み上げさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入です。

1 款水道事業収益、2 億80 万1,000 円。

212 ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出です。

1 款水道事業費用、1 億9,560 万1,000 円。

213 ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。

1 款資本的収入、2,000 円です。

214ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出でございます。

1 款資本的支出、3,0007,000、あ、すいません。3,707万7,000円でございます。

以上水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第18号 令和4年度西伊豆町温泉事業会計予算について説明させていただきます。

251ページをお願いします。令和4年度西伊豆町温泉事業会計予算実施計画です。

こちらも款のみ読み上げます。

収益的収入及び支出の収入です。

1 款温泉事業収益、9,102万6,000円でございます。

252ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款温泉事業費用、8,726万円です。

253ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入、2,000円です。

254ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出でございます。

1 款資本的支出、1,681万1,000円でございます。

以上、温泉会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

詳細についての質疑は、予算審査会がこの後予定されておりますので、大綱質疑といたします。最初に、議案第13号 令和4年度西伊豆町一般会計予算の大綱質疑を許します。

大綱質疑をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、議案第14号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、議案第15号 令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、議案第16号 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、議案第17号 令和4年度西伊豆町水道事業会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、議案第18号 令和4年度西伊豆町温泉事業会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、予算の大綱質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

議案第13号から議案第18号までの6会計の審査については、会議規則第39条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和4年度西伊豆町一般会計予算
議案第14号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算
議案第15号 令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
議案第16号 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算までの4会計については、第1常任委員会に、
議案第17号 令和4年度西伊豆町水道事業会計予算
議案第18号 令和4年度西伊豆町温泉事業会計予算の2会計については、第2常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

◎休会の宣言

○議長（山田厚司君） お諮りします。

委員会審査等のため、3月4日から3月11日までの8日間を休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって3月4日から3月11日までの8日間を休会とすることに決定しました。

○議長（山田厚司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて、散会します。

皆さんご苦労さまでした。

○議長（山田厚司君） すいませんもう一度はお諮りします。

先ほどの委員会審査の日程に少し誤りがあったもので、もう一度皆さんにお諮りします。
お諮りします。委員会審査等のため、3月4日から3月10日までの3月4日から3月11日
までを休会としたいと思います。

すいませんもう一度訂正します。

3月4日から3月10日まで、7日間を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

したがって3月4日から3月10日までの7日、よろしいですね、3月10日までの7日間を、

休会することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（山田厚司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

皆さんご苦労さまでした。

散会 午後 2時58分
